

平成28年度 第4回市川市教育振興審議会

平成28年10月17日(月)9時30分
市川市教育委員会 会議室

次 第

1 議事

- (1) 市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について
- (2) 指定学校変更制度の今後のあり方について
- (3) 学校施設活用基本方針の見直しについて

2 その他

《第5回 市川市教育振興審議会開催日時》

平成28年11月21日(月) 9時30分～12時00分

場所：市川市教育委員会会議室(南八幡仮設庁舎2階)

第4回市川市教育振興審議会 議事(1)資料

I 第3回市川市教育振興審議会の審議の整理

1 方針策定の進め方について

- ・ 適正規模と適正配置は不可分だが、最終的に何らかの手立てを打つときに、考える際の道しるべになるのが方針である。このため方針は、できるだけクリアに理解できることが大切である。
- ・ 適正規模と適正配置の方針はそれぞれ別書き分ける。但し「こういうことを考慮しながら最終的に決めていく」という書き方をした方が良い。
- ・ これからの市川市の学校を考えなくてはいけない時期に来ている。市川市内の学校は皆古くなっている印象なので、総合的に判断をしていかなければいけない。
- ・ 子どもたちのためになるということが第一なので、そういった観点で考えていくことが大切だ。

2 適正規模に関する方針について

(1) 適正規模に関する方針策定の基本的な考え方について

- ・ 国のスタンダードを動かすことは、最終的な政策に反映できないので、スタンダードの括り中で、適正規模を探ることが大切だ。
- ・ 国の方針とも関係が出てくるので、市川市の方針は、12学級以上18学級以下という文面になると思う。
- ・ 市川市で国の標準と違う適正規模を出すのであれば、それなりの理由を合意できていないと難しい。合意ができて、且つ「小さな規模の学校をきちんとサポートします」と言うように書き込まないと、学校の先生方が苦勞される。
- ・ 国の基準もあり、なおかつ財政上も難しい面があるので、学級の人数は最低35人をイメージしないと難しい。
- ・ 学級数はたくさんあって子どもはたくさんいるが、先生が目がきめ細かく届くぐらいの学級規模が望ましい。

(2) 適正規模の検討の際に考慮すべき視点について

① 規模によって生じる課題の視点

- ・ 市川市の実態調査の結果は、小規模校と大規模校のメリット、デメリットが反転しているので、真ん中の中規模のところで相殺されて、デメリットがそれぞれ見えなくなっているのだと思う。メリット、デメリットが反転するということは、教員の工夫が及ばず、誰がやってもこうなれるかも知れないということだ。
- ・ ある程度競争も必要なかと思う。
- ・ 1年生から6年生までクラス替えがないのはどうかと思う。

② 小規模校のメリットの視点

- ・ ある程度の少人数化はプラスに働く面がある。大きな学校ではなかなか活動ができないが、小さい学校では、色々な活動が学校の中で起こり、行動場面が増加する。
- ・ 人数が少なすぎるのは良くないが、ある程度減っていくということは、学校の活性化につながる部分がある。
- ・ 学級数が少ないことによって生じる課題は、資料に記載されていることが全てではなく、逆の結果となる事例もあることを踏まえるべきだ。
- ・ 人数が少なくなると、それだけ自分が活動に参加したり、人と協働したりできてくる。人数が多いと、むしろそれができなくなり、一方的な授業になりやす

い。参加型の授業と言うのは、むしろ人数が少なくなる方がやり易くなる面もある。

- ・ 学校の特色として小規模校なりの良さもある。

③ これからの教育の方向性の視点

- ・ 人口の問題だけではなく、学びのスタイルも変わっていくことを加味して考えていく必要がある。
- ・ 今度の学習指導要領には「アクティブ・ラーニング」といって、主体的に学び、対話的に学び、深い学びを確立するという、学びのスタイルがある。そのことを考えると、多様な意見があると言うことがとても大事なことだ。人数が増えることは、多様な意見の確保につながる。
- ・ 適正規模は指導改善と連動した形を視野においていかなければいけない。
- ・ 学校教育のゴールをどのように設定するのかと言うことが結構大きい。対話型のアクティブ・ラーニングを導入するのかといったことも大切な視点だ。
- ・ 将来的に学校教育のスタンスが変わっていく可能性もある中で、今後の適正規模をどう考えていくのか、ということが大切だ。

④ 教職員の体制の視点

- ・ 小学校では、少人数になっても、子どもたちの指導がたくさんある。
- ・ 国の標準の 12～18 学級は、先生方の規模（数）として、学校運営が一番やりやすいのだと思う。
- ・ 中学校は教科担任制なので、一定規模以上ないと先生方が揃わない。
- ・ 部活動では、子どもたちを指導する教員が少なくなり、子どもたちが放課後に活動できる部分が少なくなる。
- ・ 小規模で教職員が多ければ大変に良い。

3 適正配置に関する方針について

(1) 適正配置に関する方針策定の基本的な考え方について

- ・ クラス数は変わらずにやや少人数化している方が理想である。学校の統廃合やクラスの整備を進めて、クラスの人数が増えることは良くない。
- ・ 学校の適正規模を考えると、同時に考えなければならないのは、学区の規模である。
- ・ 学区のあり方については、人数が減ったから合体をして、同じような学校をたくさんつくっていくのか、そうではない形にしていくのか、その場合、中学校区で適正化を図っていくのか、そういったことも考えていく必要がある。
- ・ 単学級の学校は統廃合をして、全てを均質的に進めていくのか、もしくは市川市の方針として、原則は持ちつつも、地域特性を考慮して、「地域の特性や学校の個性を考慮する」などの文言を方針に盛り込んで、場合によっては単学級の学校も存続させるのか、などの検討も必要である。
- ・ 小学校区については、統廃合をして学区が拡大していくことを考えていくのか、若しくは、あくまで中学校区を基本にして、小学校区は均等に割らずに特色を出していくのか、そういったことも検討していく必要がある。
- ・ 中学校はそれなりの規模、小学校は地域に根ざすという事を考えて、比較的小規模でも教育委員会のサポートで学び方を考えている自治体もある。
- ・ 今後、学び方のスタイルが変わって、多様性の確保が非常に重要であると言われていても、教育委員会の適正なサポートがあれば、小規模校でも維持できると思う。残すには、それなりの覚悟が必要である。
- ・ 学校に差を出して、ある程度選択肢を用意するような考えで行っているところもある。
- ・ 中学校区によっては、地域の小学校をひとつにして、1小1中で教育課程を活

性化するパターンなどがある。

- ・ 保護者の立場としては近くに学校があった方が良く、災害があった時の避難を考えると、近い方が安心できる。
- ・ 適正規模に 15 年、30 年と言う時間を掛け算して、適正配置を考えていくことが大事だ。
- ・ これから子どもたちの数が少なくなったときにどうするか、多くなったときにどうするかということを、地域も考えていかなければいけない。

(2) 適正配置の検討の際に考慮すべき視点について

① 地域コミュニティの視点

- ・ 現代的な課題として、コミュニティ・スクールを視点に加えて考えていかなければならない。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を母体にして、例えば、1 中学校と 3 小学校でひとつの学校園のようなものをつくって、地域で 9 年間の子どもたちを育てていくなど、配置の問題を考えるには、この視点を加味すべきだ。
- ・ 小学校区の人数を適正とするために統廃合をしていくと、一方で地域と学校の結びつきは弱くなる。

② 小中学校の連続性の視点

- ・ 子どもは小学校 6 年間、また中学校 3 年間だけ分断してつながっているわけではない。15 歳で終了というよりも、30 歳ぐらいになった時に、市川市を支えてくれる市民をイメージして、学校の姿をどう考えるのかと言うことが大切だ。
- ・ 9 年間の義務教育で子どもをどう育てるか、ということが大切だ。小中学校それぞれの括りよりも、9 年と言う時間の流れの方が大事だ。
- ・ 地域で 9 年間の子どもを育てるには、義務教育学校や学校園のスタイルがある。いずれにしても小中を分断して配置の状況を考えるのは、子どもの育ちとして健全ではなく、縦の時間軸を意識した考え方が大切だ。

③ 学校施設の視点

- ・ 今後空き教室が増えていく学校をどうするか、ということを考えなくてはならない。
- ・ 統廃合については、A 校をなくして B 校に統合して、場合によってはそれを売却したりするパターンと、学校の規模は小規模校であっても維持しながら、空いたところに別の公共施設等を複合化していくパターンがあり、基本的にはその 2 つだと思う。大きく分けると、統廃合か複合化の 2 択だと思う。学区を完全に線引きし直すと言うやり方もあるが、現実的にはこの 2 タイプだと思う。
- ・ 児童数が減っているから廃校だというよりは、そこを何かに活用した方が良いのか、そのために他の老朽化したところを動かすのか、といったことを地域全体で考える視点がないといけない。単純に子どもが減っているから廃校だというような方向ではいけないと思う。
- ・ 複合化の場合は、周りにどういった公共施設があって、どう利用されているのか、学校周囲の公共施設の利用実態と老朽化の度合いなどを同時に考えていく必要がある。
- ・ 適正配置の方針を検討する時に、学校以外のものも踏まえなければいけなくなる可能性もあると思う。
- ・ 小中学校のあり方と、公民館や社会福祉施設、幼児教育の施設など、色々なものを視野に入れていくことが大切だ。
- ・ 15 年先、30 年先の、例えば公民館などのハコモノをどう使っていくかと言うことを実際にやっているところもあって、学校の空き教室を使っているところも他県ではある。そういったことも含めて考えていくことが大切だ。

Ⅱ 学校の適正規模・適正配置に関する検討の方向性

「Ⅰ 第3回市川市教育振興審議会の審議の整理」を踏まえ、学校の適正規模・適正配置に関する方針の検討は、以下の方向性に沿って進めます。

1 方針策定の進め方

- 適正規模の方針と適正配置の方針は、別々に策定する。
- 適正規模の方針の中で、適正配置の方針に委ねる部分を明記する。
- 子どもたちの教育的側面を第一義的な視点として、策定を進める。

2 適正規模に関する方針

(1) 適正規模に関する方針策定の基本的な考え方

- 学校の適正規模は、国の標準である12学級以上18学級以下を基本として、検討を進める。
- 学級の適正規模は、法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）によって学級編制の標準が定められていることから、市独自の基準は明示しない。

(2) 適正規模の検討の際に考慮すべき視点

① 規模によって生じる課題の視点

- 適正規模は、学校の小規模化によって生じるデメリットを最小化し、メリットを最大化するとともに、大規模化によって生じるデメリット・メリットについても同様となる規模を検討する。

② 小規模校のメリットの視点

- 適正規模は、学校が小規模化することによって生じる学校運営上の課題がある一方、小規模であることのメリットもあることを十分に考慮して検討する。

③ これからの教育の方向性の視点

- 適正規模は、これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模を検討する。
- これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模は、指導法の改善を視野において検討する。

④ 教職員の体制の視点

- 適正規模は、学校運営を行う上で適切となる教職員数を配置できる規模を検討する。
- 中学校の適正規模は、教科担任制を適切に運用できる規模を検討する。

3 適正配置に関する方針

(1) 適正配置に関する方針策定の基本的な考え方

- 適正配置は、小学校と中学校、それぞれについての考え方を整理して、検討を進める。
- 適正規模とならない学校の存続の可否については、判断する視点を明確にして検討するとともに、存続させる場合には、適正規模にならないことによって生じる課題を最小化する方策も合わせて検討する。
- 適正配置は、学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として、検討を進める。
- 適正配置は、通学距離や通学時間など、学区の規模についても視点に加えて、検討を進める。
- 適正配置は、15年先、30年先の児童生徒数を見据えて、検討を進める。

(2) 適正配置の検討の際に考慮すべき視点

① 地域コミュニティの視点

- 適正配置は、地域コミュニティとの関わりを十分に考慮して検討する。
- 適正配置は、コミュニティ・スクールのあり方も踏まえて検討する。

② 小中学校の連続性の視点

- 適正配置は、9年間の義務教育という括りの中で、小・中学校の連携を十分に考慮して検討する。
- 小中学校の連携には、義務教育学校のほか、学校園スタイルなども選択肢に加えて、適正配置の検討を進める。

③ 学校施設の視点

- 適正配置は、少子化に伴って増加が予想される余剰教室の対応を含めて検討する。
- 適正規模とならない学校の対応については、統廃合や、複合化、学区の見直し等の判断の視点を明確にして、検討を進める。また、複合化と学区の見直し等、複数の選択肢をあわせた場合も考慮して検討する。

Ⅲ 学校の適正規模に関する方針の検討

「Ⅱ 学校の適正規模・適正配置に関する検討の方向性」に沿って、学校の適正規模に関する方針の検討を、以下の通り進めました。

1 適正規模に関する方針策定の基本的な考え方

- 適正規模は、国の標準である 12 学級以上 18 学級以下を基本として、検討を進める。
 - ・ 「2 適正規模の検討の際に考慮すべき視点」のそれぞれにおいて、12 学級以上 18 学級以下の学校規模を「適正規模」とすることの妥当性を検討する。

学校教育法施行規則

第 41 条

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

第 79 条

第 41 条の規定は、中学校に準用する。

2 適正規模の検討の際に考慮すべき視点

(1) 規模によって生じる課題の視点

- 適正規模は、学校の小規模化によって生じるデメリットを最小化し、メリットを最大化するとともに、大規模化によって生じるデメリット・メリットについても同様となる規模を検討する。

- 学校規模の実態調査により、規模によって差異が認められ、課題があると考えられる項目は、小中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下の範囲では少なくなっている。このことから、12 学級以上 18 学級以下は、学校の小規模化によって生じるデメリット、及び大規模化によって生じるデメリットの双方が、バランスよく小さくなる規模であると考えられる。【補助資料 1】

- 学校規模の実態調査では、保護者や教職員にとって、子どもたちが学校行事や学年活動を行う上で適正と感じる学校規模があると考えられ、12 学級以上 18 学級以下は、それらを満たす規模となっている。【補助資料 3】

(2) 小規模校のメリットの視点

- 適正規模は、学校が小規模化することによって生じる学校運営上の課題がある一方、小規模であることのメリットもあることを十分に考慮して検討する。

- 学校規模の実態調査では、学校が小規模化することによって生じるメリットは、大規模化することによってデメリットとなり、逆に大規模化することによって生じるメリットは、小規模化することによりデメリットとなっている。12 学級以上 18 学級以下は、バランスよく双方のデメリットが小さくなり、且つメリットが大きくなる規模であると考えられる。【補助資料 1】

- 適正配置に関する方針を策定する中で、適正規模にならない小規模校を存続させる場合には、小規模校のメリットを最大化する方策を検討することとする。【補助資料 4】

(3) これからの教育の方向性の視点

- 適正規模は、これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模を検討する。
- これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模は、指導法の改善を視野において検討する。

- これからの学びのスタイルの理念を実現するために、今後学校には多様性の確保が求められる。固定化した学級文化の中では、多様な見方、考え方、表現の仕方等に触れることが難しく、学級の枠を超えた課題別学習など、学習環境の多様性が望まれる。このことから、全学年でクラス替えのできる学校規模が望ましく、12 学級以上 18 学級以下は、小中学校ともにこの条件を満たし、これからの学びのスタイルの理念を実現できる規模であると考えられる。

【補助資料 5・6】

- 指導法の改善を図り、これからの学びのスタイルの理念を実現するには、学習活動に応じて、学級を越えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりすることができる規模が望ましく、12 学級以上 18 学級以下は、小中学校ともにこの条件を満たす規模であると考えられる。

【補助資料 5・6】

(4) 教職員の体制の視点

- 適正規模は、学校運営を行う上で適切となる教職員数を配置できる規模を検討する。
- 中学校の適正規模は、教科担任制を適切に運用できる規模を検討する。

【小学校】

- 小学校においては、12 学級以下の場合、担任以外の教職員は 1 名しか配置されず、1 名を音楽などの専科担当とすると、教務主任は学級担任と兼務となる。しかし、13 学級以上では 2 名以上の教職員が学級担任に加えて配置となり、教務主任を専任とすることができる。教務主任が専任であれば、教育課程全般の調整が迅速に行なわれるとともに、ティーム・ティーチング等の指導形態もとりやすくなり、教育活動の充実が図られる。また、学級担任の不在時等は学級の対応に当たることができ、学校運営が円滑に進むと考えられる。今後、小学校での英語科の必修や、道徳の特別教科化などを見据えると、教務主任の専任化は大きな意味を持っており、12 学級以上 18 学級以下は、概ねこの条件を満たす規模であると考えられる。

【補助資料 7】

【中学校】

- 中学校では、免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任制による学習指導を行なうには 9 名以上の配置が必要であり、5 学級以上が必要となる。しかしこの場合、1 名の教員が指導内容の異なる 3 学年を担当することとなり、授業準備等の負担は大きくなる。9 学級の場合は、国語、社会、数学、理科、英語等の 5 教科に複数配置することができるが、担当する学年は 1 人あたり 2 学年となり、授業準備等の負担は軽減されない。しかし 12 学級では、1 人あたりの担当学年が 4 教科で 1 学年のみとなり、授業時数の多い教科を中心に授業準備等の負担が軽減される。このことから、12 学級以上 18 学級以下は、教科担任制が適切に運用され、授業内容の充実が図られる規模であると考えられる。

【補助資料 7】

IV 学校の適正規模に関する方針

「Ⅲ 学校の適正規模に関する方針の検討」を踏まえ、学校の適正規模に関する方針を、以下の通りとします。

1 学校の適正規模

- 小学校および中学校ともに、法令上の学校規模の標準とされている 12 学級以上 18 学級以下を適正規模とします。

2 適正規模とならない学校の基本的な方向性

- 今後の児童生徒数の予測を踏まえ、将来的にも適正規模とならない学校については、適正規模に近づけることの適否を検討します。
 - ・ 適正規模に近づけることの適否については、検討の視点及び判断の基準を明確にして検討します。
 - ・ 適正規模に近づけることの適否については、学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として、検討します。
- 適正規模とならない学校を適正規模に近づける場合については、適正規模化の方策及び方策を判断する視点を明確にして、検討します。
- 適正規模とならない学校を存続させる場合については、適正規模にならないことによって生じる課題を最小化する方策を合わせて検討します。

第4回市川市教育振興審議会 議事(2) 資料

通学区域・指定学校変更等について

義務教育課

1 目的

通学区域を定めることにより、学校の適正規模及び円滑な学校運営の確保、並びに通学の安全向上を図ることを目的とする。

【根拠法令】

- ・学校教育法施行令第5条 (入学すべき学校を指定すること)
- ・ " 第6条 (学校指定の変更)
- ・ " 第7条 (就学児童生徒の学校長への通知)
- ・ " 第8条 (指定学校の変更)
- ・ " 第9条 (区域外就学)
- ・市川市立小、中学校及び義務教育学校通学審議会条例
- ・市川市立小、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

2 現況及び成果

(1) 現況

昭和40年以降の急激な人口増加に伴い、学齢人口も増したため、11小学校、9中学校の分離新設と併せ通学区域を設定したが、最近の学区の設定は平成11年4月に開校した妙典小学校の建設に伴うものが直近である。近年の通学区域の変更については、平成17年4月に妙典小学校区の人口増に伴う変更、平成19年に新井小学校区の人口増加に伴い新学区に変更した。さらに、平成27年度の塩浜小中一貫校に伴い、南行徳3・4丁目の小学校区は塩浜学園を希望できるように変更した。

<通学区域基準の原則>

- ① 町丁目を分断しない。
- ② 町会、子供会単位で区分する。
- ③ 危険の多い道路や河川で区分する。
- ④ 中学校の通学区域は、出来る限り小学校の学区を分断せず、その小学校全域を含むようにする。

(2) 指定学校変更等の成果

- ア、指定学校変更により、目的を持って入学し、意欲的な学校生活を送ることができている。
- イ、通学距離が近くなり、安全面を考慮した通学が可能となっている。
- ウ、入学後、特別な理由が生じた際、指定学校変更等により転校するなどの対応ができる。

3 課題

- (1) 都市整備の進捗に伴い、学区内の地理的状況に変化が生じてきている。
(北国分地区、二俣地区、南行徳地区 他)

- (2) 中学校の過大規模解消のため、小学校の学区を分断せざるを得ない状況が今後生じる。
- (3) 昭和60年以降、学齢人口の減により余裕教室が多くなり福祉施設や保育園、学童保育に転用されたが、平成12年頃より児童の増加や少人数指導、特別教室の転用など学習形態の変化により、教室が不足する学校が出現している。
- (4) 過大規模校化は、学齢人口の減少により一時鎮静化したが、行徳地区及び鬼高・信篤地域に適正規模を超える学校が存在している。
- (5) 社会状況等の変化により、通学区域の弾力的運用が求められている。
- (6) 義務教育学校の設置に伴い、転出入の際の弾力的運用が求められている。

4 主な対策

- (1) 昭和58年より学区審議会に諮問し、既に改善をみたところであるが、今後も引き続き、通学区域の弾力的運用を検討する中で、併せて検討していく。
- (2) 余裕教室等については、適正規模・適正配置等で検討協議している。
- (3) 行徳小学校は、妙典小学校の開校により学級数の減少が図られたが、17年度4月からの妙典小の学区の変更（行徳北部地域の学区の見直し）に伴い増加傾向にある。
- (4) 新井小学校区内では、大型マンション建設等に伴い、平成19年4月より新井小学校の学区変更（行徳南部地域の学区の見直し）を行った。
- (5) 毎年度、指定学校変更基準や指定校変更の制限の見直し等を適宜行い、通学区域審議会に諮っている。また、決まった内容については、学校、市民・保護者等に周知するとともに、公平公正の原則に基づいた運用を図っている。

指定学校変更許可基準

	事由	期間	添付書類等
1.	心身の障害又は疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書など
2.	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記
3.	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4.	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5.	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末又は年度末まで ただし、協議のうえ再申請も可	適宜
6.	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、又は新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを証明するもの等
7.	在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜
8.	友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	卒業まで	適宜
9.	希望する学校が指定された学校より近い	卒業まで	適宜
10.	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい	卒業まで	適宜
11.	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望するため	卒業まで	適宜
12.	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校等の受け入れが伴わない場合、指定学校変更が認められないこともあります。
2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくこともあります。
4. この基準は平成24年12月6日より適用する。

指定学校変更等許可件数（過去10年間）

平成19年度から平成28年度

●指定校変更許可件数

H27. 4. 9現在

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
小学校	学区審で承認を得たもの 〈新1年〉	478	331	434	443	472	458	485	477	531	430	
	答申に基づいて承認 〈在学年〉	354	316	349	331	329	361	343	466	474	/	
	合 計	832	647	783	774	801	819	828	943	1005	430	
中学校	学区審で承認を得たもの 〈新1年〉	425	451	461	566	496	546	554	534	587	511	
	答申に基づいて承認 〈在学年〉	107	107	123	113	107	119	102	135	172	/	
	合 計	532	558	584	679	603	665	656	669	759	511	

●区域外就学許可件数

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
小学校	学区審で承認を得たもの 〈新1年〉	8	8	4	3	6	3	5	3	8	2	
	答申に基づいて承認 〈在学年〉	146	122	82	72	87	90	89	89	89	/	
	合 計	154	130	86	75	93	93	94	92	97	2	
中学校	学区審で承認を得たもの 〈新1年〉	3	2	0	3	1	2	2	5	2	0	
	答申に基づいて承認 〈在学年〉	82	70	67	69	63	63	59	48	59	/	
	合 計	85	72	67	72	64	65	61	53	61	0	

指定学校変更による各学校の入学状況(小学校)

番号	学校名	年度	新入学児童生徒数(A)	指定学校変更により他学区より就学した児童生徒数(B)	指定校変更により他の市立小中学校に就学した児童生徒数(C)	通学区域内の指定校変更の状況(B)-(C)	本来就学が想定される児童生徒数(A)-(B)+(C)	実際の学級数(D)	本来想定される学級数(E)	学級数の増減(D)-(E)	参考値H28 1~3年の学級数の増減
1	市川小学校	26	120	22	12	10	110	4	4	0	1
		27	71	15	7	8	63	3	2	1	
		28	134	29	23	6	128	4	4	0	
2	真間小学校	26	84	27	3	24	60	3	2	1	2
		27	95	18	3	15	80	3	3	0	
		28	99	33	3	30	69	3	2	1	
3	中山小学校	26	99	15	8	7	92	3	3	0	0
		27	90	10	9	1	89	3	3	0	
		28	89	9	6	3	86	3	3	0	
4	八幡小学校	26	95	28	8	20	75	3	3	0	0
		27	100	14	3	11	89	3	3	0	
		28	86	19	8	11	75	3	3	0	
5	国分小学校	26	49	4	27	-23	72	2	3	-1	-1
		27	42	3	17	-14	56	2	2	0	
		28	45	4	27	-23	68	2	2	0	
6	大柏小学校	26	122	6	8	-2	124	4	4	0	0
		27	120	10	15	-5	125	4	4	0	
		28	134	3	9	-6	140	4	4	0	
7	宮田小学校	26	60	8	20	-12	72	2	3	-1	-1
		27	79	8	21	-13	92	3	3	0	
		28	63	16	22	-6	69	2	2	0	
8	富貴島小学校	26	107	31	12	19	88	4	3	1	2
		27	71	16	9	7	64	3	2	1	
		28	91	24	5	19	72	3	3	0	
9	若宮小学校	26	76	1	13	-12	88	3	3	0	0
		27	85	11	12	-1	86	3	3	0	
		28	91	4	12	-8	99	3	3	0	
10	国府台小学校	26	96	10	9	1	95	3	3	0	0
		27	87	6	8	-2	89	3	3	0	
		28	98	6	9	-3	101	3	3	0	
11	平田小学校	26	77	7	15	-8	85	3	3	0	-2
		27	59	1	13	-12	71	2	3	-1	
		28	70	6	11	-5	75	2	3	-1	
12	鬼高小学校	26	165	38	6	32	133	5	4	1	3
		27	165	35	2	33	132	5	4	1	
		28	144	27	3	24	120	5	4	1	
13	菅野小学校	26	70	11	11	0	70	2	2	0	0
		27	92	19	5	14	78	3	3	0	
		28	96	24	7	17	79	3	3	0	
14	行徳小学校	26	177	24	4	20	157	6	5	1	1
		27	172	30	13	17	155	5	5	0	
		28	154	15	3	12	142	5	5	0	
15	信篤小学校	26	128	1	21	-20	148	4	5	-1	-3
		27	137	0	12	-12	149	4	5	-1	
		28	130	0	14	-14	144	4	5	-1	
16	稲荷木小学校	26	65	3	24	-21	86	2	3	-1	-3
		27	65	2	25	-23	88	2	3	-1	
		28	55	0	20	-20	75	2	3	-1	
17	南行徳小学校	26	121	6	11	-5	126	4	4	0	0
		27	104	8	6	2	102	3	3	0	
		28	129	4	8	-4	133	4	4	0	
18	鶴指小学校	26	81	7	6	1	80	3	3	0	2
		27	73	11	3	8	65	3	2	1	
		28	72	7	4	3	69	3	2	1	
19	宮久保小学校	26	133	21	8	13	120	4	4	0	1
		27	116	12	5	7	109	4	4	0	
		28	112	20	7	13	99	4	3	1	

20	二俣小学校	26	59	0	2	-2	61	2	2	0	0
		27	54	0	8	-8	62	2	2	0	
		28	45	0	4	-4	49	2	2	0	
21	中国分小学校	26	82	8	8	0	82	3	3	0	0
		27	72	4	6	-2	74	3	3	0	
		28	99	6	5	1	98	3	3	0	
22	曾谷小学校	26	80	14	4	10	70	3	2	1	3
		27	72	13	5	8	64	3	2	1	
		28	71	14	5	9	62	3	2	1	
23	大町小学校	26	21	0	0	0	21	1	1	0	0
		27	18	0	0	0	18	1	1	0	
		28	17	0	1	-1	18	1	1	0	
24	北方小学校	26	31	3	36	-33	64	1	2	-1	-1
		27	41	7	26	-19	60	2	2	0	
		28	37	4	30	-26	63	2	2	0	
25	新浜小学校	26	153	18	5	13	140	5	4	1	2
		27	159	23	1	22	137	5	4	1	
		28	116	11	4	7	109	4	4	0	
26	百合台小学校	26	74	6	18	-12	86	3	3	0	-1
		27	99	7	21	-14	113	3	4	-1	
		28	107	5	31	-26	133	4	4	0	
27	富美浜小学校	26	160	15	19	-4	164	5	5	0	0
		27	143	10	29	-19	162	5	5	0	
		28	155	12	17	-5	160	5	5	0	
28	柏井小学校	26	94	6	16	-10	104	3	3	0	-2
		27	93	2	24	-22	115	3	4	-1	
		28	63	4	16	-12	75	2	3	-1	
29	大洲小学校	26	71	9	15	-6	77	3	3	0	0
		27	97	11	10	1	96	3	3	0	
		28	80	9	17	-8	88	3	3	0	
30	幸小学校	26	90	5	37	-32	122	3	4	-1	-3
		27	115	4	32	-28	143	4	5	-1	
		28	104	5	33	-28	132	3	4	-1	
31	新井小学校	26	188	7	4	3	185	6	6	0	0
		27	162	3	7	-4	166	5	5	0	
		28	140	1	5	-4	144	5	5	0	
32	南新浜小学校	26	100	14	10	4	96	3	3	0	0
		27	118	19	12	7	111	4	4	0	
		28	115	16	9	7	108	4	4	0	
33	大野小学校	26	120	21	2	19	101	4	3	1	3
		27	116	30	1	29	87	4	3	1	
		28	118	26	2	24	94	4	3	1	
34	塩焼小学校	26	151	32	29	3	148	5	5	0	0
		27	141	23	28	-5	146	5	5	0	
		28	164	28	20	8	156	5	5	0	
35	稲越小学校	26	28	0	7	-7	35	1	1	0	-1
		27	20	1	5	-4	24	1	1	0	
		28	31	0	6	-6	37	1	2	-1	
36	塩浜学園 (前期課程)	26	17	1	4	-3	20	1	1	0	0
		27	23	10	0	10	13	1	1	0	
		28	26	9	1	8	18	1	1	0	
37	大和田小学校	26	78	15	4	11	67	3	2	1	1
		27	70	17	6	11	59	2	2	0	
		28	81	10	4	6	75	3	3	0	
38	福栄小学校	26	50	8	9	-1	51	2	2	0	0
		27	45	7	9	-2	47	2	2	0	
		28	59	9	13	-4	63	2	2	0	
39	妙典小学校	26	103	6	3	3	100	3	3	0	0
		27	129	11	13	-2	131	4	4	0	
		28	129	11	6	5	124	4	4	0	

指定学校変更による各学校の入学状況(中学校)

番号	学校名	年度	新入児童生徒数(A)	指定学校変更により就学した児童生徒数(B)	指定校変更により他の市立小中学校に就学した児童生徒数(C)	通学区域内の指定校変更の状況(B)-(C)	本来就学が想定される児童生徒数(A)-(B)+(C)	実際の学級数	本来想定される学級数	学級数の増減	参考値 H28 1~3年の 学級数の 増減
1	第一中学校	26	241	65	25	40	201	7	6	1	2
		27	207	70	33	37	170	6	5	1	
		28	205	43	24	19	186	6	6	0	
2	第二中学校	26	205	47	17	30	175	6	5	1	4
		27	216	72	14	58	158	6	5	1	
		28	220	71	9	62	158	7	5	2	
3	第三中学校	26	239	56	30	26	213	7	7	0	2
		27	237	59	30	29	208	7	6	1	
		28	224	53	28	25	199	7	6	1	
4	第四中学校	26	230	39	8	31	199	6	6	0	0
		27	199	32	7	25	174	6	5	1	
		28	233	24	7	17	216	6	7	-1	
5	第五中学校	26	213	4	19	-15	228	6	7	-1	-2
		27	198	8	15	-7	205	6	6	0	
		28	190	6	31	-25	215	6	7	-1	
6	第六中学校	26	208	50	33	17	191	6	6	0	0
		27	205	39	20	19	186	6	6	0	
		28	252	53	24	29	223	7	7	0	
7	第七中学校	26	276	42	58	-16	292	8	9	-1	-3
		27	273	26	48	-22	295	8	9	-1	
		28	281	46	68	-22	303	8	9	-1	
8	第八中学校	26	221	38	16	22	199	7	6	1	2
		27	210	30	20	10	200	6	6	0	
		28	192	32	12	20	172	6	5	1	
9	下貝塚中学校	26	241	20	53	-33	274	7	8	-1	-4
		27	236	16	68	-52	288	7	9	-2	
		28	240	32	51	-19	259	7	8	-1	
10	高谷中学校	26	144	0	42	-42	186	5	6	-1	-3
		27	166	2	33	-31	197	5	6	-1	
		28	161	0	43	-43	204	5	6	-1	
11	福栄中学校	26	246	67	32	35	211	7	7	0	1
		27	268	93	28	65	203	7	6	1	
		28	242	69	39	30	212	7	7	0	
12	東国分中学校	26	82	4	61	-57	139	3	4	-1	-4
		27	107	10	53	-43	150	3	5	-2	
		28	94	5	51	-46	140	3	4	-1	
13	大洲中学校	26	115	13	33	-20	135	4	4	0	-2
		27	127	14	61	-47	174	4	5	-1	
		28	93	7	46	-39	132	3	4	-1	
14	塩浜学園 (後期課程)	26	28	2	23	-21	49	1	2	-1	-2
		27	68	41	33	8	60	2	2	0	
		28	63	21	31	-10	73	2	3	-1	
15	南行徳中学校	26	236	25	51	-26	262	7	8	-1	-4
		27	187	24	104	-80	267	6	8	-2	
		28	219	33	68	-35	254	7	8	-1	
16	妙典中学校	26	326	62	33	29	297	9	9	0	2
		27	309	51	20	31	278	9	8	1	
		28	298	69	32	37	261	9	8	1	

市川市学校施設有効活用基本方針

市川市教育委員会

目 次

I	基本方針作成の趣旨	1
II	学校施設の役割	
1	学校に求められるもの	2
2	学校施設の利用に係る考え方	2
III	市川市における余裕教室	
1	余裕教室の発生	3
2	教室の種類	3
3	余裕教室とは	3
4	普通教室の利用現況	5
5	特別教室の利用現況	6
IV	活用方針	
1	教室使用の優先順位について	7
2	優先順による教室の確保と必要数の原則について	
	（1）実学級の用に供する教室、及び特別教室	7
	（2）学校教育施策実施の用に供する教室	8
	（3）地域や社会からの要請に供する教室	10
3	転用の際の留意点について	
	（1）管理区分の明確化	11
	（2）学校全体の教室配置計画の見直し	11
	（3）仕切り等の活用や時間帯による使用区分の設定	11
4	普通教室活用の優先順位（イメージ図）	12
V	基本方針運用にあたっての留意事項	
1	学校別余裕教室活用計画の作成について	13
2	利用希望の取り扱いについて	13
3	用途転用の原則について	13
4	工事計画等との整合性について	13
5	適正配置計画との関連について	13
	資料	15

I 基本方針作成の趣旨

昭和50年代における本市の児童生徒数の増加に伴う学校施設の量的拡大は、その後の児童生徒数の減少により校内に余裕教室の発生となってあらわれ、平成2年5月には市川市余裕教室活用基本方針が策定されました。その後4回の改訂がなされましたが、平成11年4月に最終の改訂をした後、現在までに5年以上が経過しました。

この間に、市内の一部では土地区画整理事業に伴う宅地開発や工業地域への大型マンションの建設による急激な児童生徒の増加に伴い、教室不足が発生しました。一方、児童生徒数の減少傾向が継続する地域においては、余裕教室の活用や転用についてさらに検討を要する状況となっています。本市は、現在、教室不足への対応と余裕教室への対応とを同時に進行しなければならない状況を有しています。

また、平成14年には新しい学習指導要領が完全実施され、教育内容・方法等に変化がもたらされました。これにより学校は、学習面における基礎基本の確実な定着、個に応じたきめ細かな指導の充実等、指導方法や学習内容の多様化に積極的に対応するとともに、児童生徒が快適で安全に学校生活を過ごせる場として、教育環境の質的整備を進める必要が生じています。

市川市総合5ヵ年計画は平成17年度をもって次期総合計画に移行されますが、次期総合計画においても、余裕教室は地域社会における多様な学習活動を支援するための社会教育施設、少子高齢社会に対応するための福祉施設等として、より有効な活用が求められています。

このように、余裕教室の問題は、学校だけに止まることなく、今後の社会的な要求に応えるための活用にまで及んできておりますが、もとより余裕教室といえども学校施設の一部でありますので、活用を考えるに当たっては、学校教育の動向を視野に入れながら、また社会の要請に積極的に応えていく両面の視点を持って解決を図っていかねばなりません。

そこで、これまでの市川市余裕教室活用基本方針に代わるものとして学校施設有効活用基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、学校における必要な教室の基準、及び余裕教室の活用ならびに転用についての基準を示し、学校別の余裕教室活用計画の作成にあたっての指針としていきたいと考えます。

なお、これにより市川市余裕教室活用方針は廃止することとし、また、この基本方針に基づいて余裕教室の活用を進めていく上で問題点等があった場合は、必要に応じ基本方針の見直しを行うこととします。

II 学校施設の役割

1 学校に求められるもの

現在、我が国は、コンピュータや携帯電話が普及し高度情報社会へと移行しています。また、国際化が進行し、世界の中の日本の在り方、一人の日本人としての在り方が強く意識されるようになってきました。人々の意識も価値観も多様化し、人間関係の希薄さ、規範意識の低下等についても社会問題化してきています。少子化の一方で高齢化が進行し、少子高齢社会の到来も現実の問題となり、社会の構造的な変化に直面しています。

学校施設の活用をめぐるっては、子どもたち一人一人のよさを引き出し、伸ばしていく教育の多様化に対応した学習環境の実現が求められています。ゆとりと潤いのある環境の中で、子どもたちが自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育ていけるよう、よりよい教育環境を目指していかなければならないと考えます。

グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制に対応できるようにしていかなければならないとも考えます。

現在、各学校では、校長のリーダーシップのもとに地域の実態を生かして特色ある学校づくりを推進しています。これからの学校は、地域住民との結びつきを強めることで、より教育活動が充実していくものと考えます。

このような社会情勢において、市川市においては、21世紀を主体的に生き抜く子どもたちを育成するために、大人たちがみんなで協力して取り組む「教育の共有化」とも言うべきネットワークを築き、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力を生かしながら、一体感のある教育を展開しています。

学校施設の開放はその一つの方策であり、地域住民や子どもたちが利用しやすい開放システムを推進することとしていることから、学校と地域の人々との「共有スペース」としての活用が期待されます。

また、市民の興味関心や目的に応じて活動できる場と機会をつくり、いつでも、どこでも、誰でも学び合い活動し合う拠点を身近な地域に築いていく必要があることから、学校施設の有効な活用が期待されています。

2 学校施設の利用に係る考え方

学校施設の利用、及び整備等に係る考え方については、これまで文部科学省等から具体的に示されていますが、臨時教育審議会（昭和59年8月に総理大臣の諮問機関として発足し、昭和62年8月までの3年間にわたり、四次にわたる答申を提出。）以後においては、余裕教室の有効活用、教育方法の多様化に対応した教育施設の在り方、学校施設の整備指針等について示されています。主な答申、通知等の内容は、別掲（15～17頁）資料のとおりです。

Ⅲ 市川市における余裕教室

1 余裕教室の発生

本市においては、公立小・中・養護学校56校中19校が、昭和50年代に建設されるなど、急増する児童生徒の受け入れのために、量的な整備が図られてきました。

しかし、小学校にあつては昭和57年の児童数37556、学級数953をピークに、中学校にあつては昭和61年の生徒数16574、学級数401をピークにして減少に転じることとなりました。

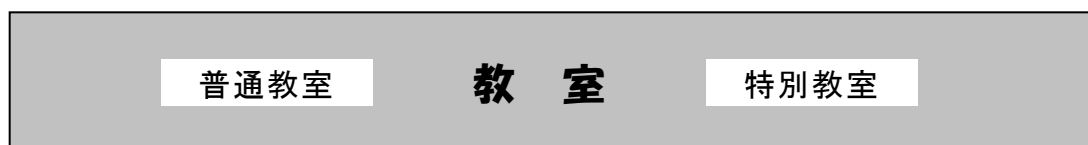
これに伴って学級数が減少し、それまでクラスルームとして使用してきた教室は、多くは児童会（生徒会）室、作品展示室、郷土資料室など、学校教育充実のために使用されることとなったものの、児童生徒が日常的に使用しない教室も発生するようになってきました。一部の学校では、今後も児童生徒の増加がない限り、当該学校では不要になると見込まれる教室も生まれています。

2 教室の種類

学校の教室は、普通教室と特別教室の2種に大別することができます。

普通教室は、主としてクラスルーム用として使用されるものでありますが、各学校では学級数より多く保有しているのが通例であり、学級数を超えた教室のほとんどが学校教育施策のために使用されています。（詳細は5頁に記載）

特別教室は、理科室、音楽室、図書室などであり、教科等の活動の用に供する特別な設備を配置した教室もあります。また、特別教室は、法によりその種類と学級数に見合う必要数が示されています。（詳細は8頁に記載）



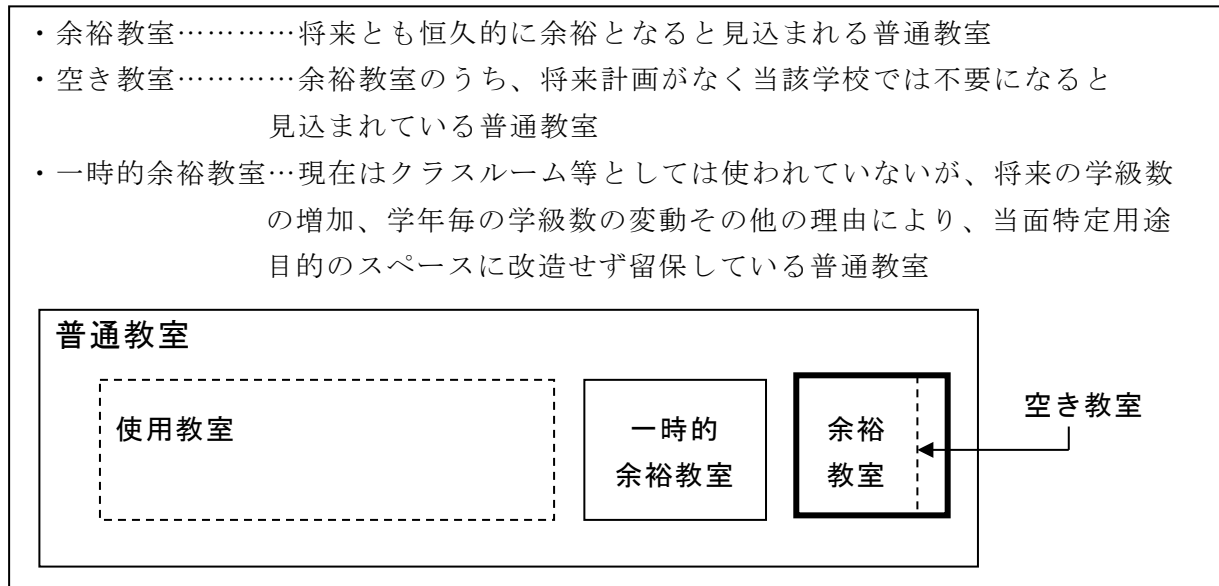
3 余裕教室とは

文部科学省では、余裕教室について「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義し、普通教室について、用途目的に応じて4頁図1のとおりに類別しています。

しかし、将来の学級数の変動等への対応を目的として留保している教室であっても、校内においては教育活動の充実を図ることを目的として使用されている現状がほとんどであることから、使用教室と一時的余裕教室とを区別しにくい状況がみられます。また、余裕教室の将来の活用計画については、当該校を含めて関係機関等との十分な検討が必要なことから、空き教室としての位置づけについても難しい状況がみられます。

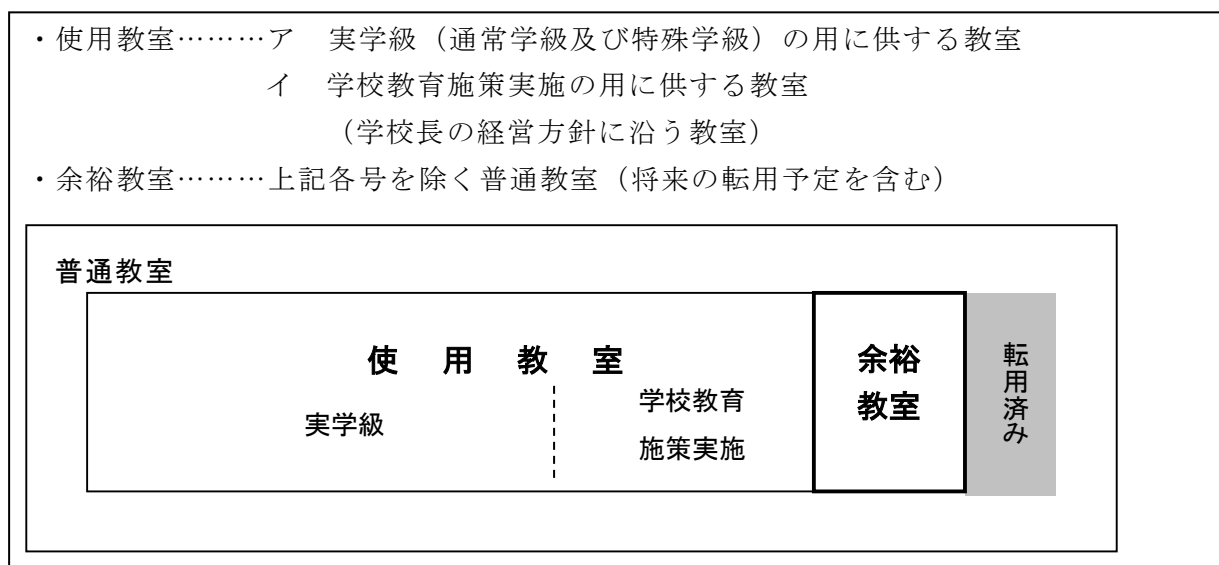
そこで、本市におきましては、文部科学省の類別を基本として、普通教室について、少人数指導や多目的活動等教育方法の多様化や学級編制基準の変化に伴う学級数の増加に対応するため、文部科学省が定義する一時的余裕教室については使用教室に含めることとし、使用実態に照らして使用教室と余裕教室とに大別することとします。既に、放課後保育クラブ室や福祉施設等に転用されている実態もあり、普通教室の利用分類については図2のとおりとします。

(図1) 文部科学省の普通教室の利用分類



市川市では

(図2) 市川市の普通教室の利用分類



4 普通教室の利用現況

(1) 学校教育での利用は約97%

平成17年5月1日現在、市立小中学校全校では、普通教室は1691室あります。そのうち、実学級に982室（小学校719室、中学校263室）、学校教育施策実施のために654室（小学校432室、中学校222室）が利用されています。実学級と学校教育施策実施の用に供している普通教室の割合は小学校96.1%、中学校98.4%であり、小中学校全体では96.7%になっています。（表1）

学校教育施策のために利用している教室には、法に規定されている特別教室が不足している場合の充当教室や、ランチルーム、クラブ活動室、少人数指導教室、総合的な学習のためなどに使用する多目的教室等があります。

中学校において、学校教育施策のために使用する普通教室の割合が小学校に比べて高くなっていることについては、選択教科や課題別学習に対応する教室、小学校に増して学校生活への適応指導の用に供する教室などを必要とする状況があり、その必要性が、校舎建設後に発生してきたこともあり、既存施設で、クラスルーム用として使用されなくなってきた普通教室を活用することによって、その用に対応していることにも関係していると考えられます。

（表1）普通教室の利用現況（平成17年5月1日現在）

区分	普通教室	使用教室		余裕教室	転用済
		実学級	学校教育施策のために利用	学校と共用又は学校教育外にて利用	学校教育外目的に転用特別教室の転用2室を含む
小学校	1,197 室 100%	719 室 60.1%	431 室 36.0%	47 室 3.9%	45 室
中学校	493 室 100%	263 室 53.4%	222 室 45.0%	8 室 1.6%	0 室
合計	1,690 室 100%	982 室 58.1%	653 室 38.6%	55 室 3.3%	45 室

(2) 学校教育外利用は100室

既に学校教育外用途を目的とした施設に転用した教室は45室を数えます。転用した施設には、保育クラブ室、デイサービスセンター、保育園分園、市民図書室があります。また、現在、学校と共用、或いは学校教育外の目的にて利用している教室が55室（小学校47室、中学校8室）あります。主なものとしては、ビーイング（子どもの居場所づくり）や文化財展示室、防災備蓄倉庫があります。

現在、転用済みを含めた学校教育外利用は100室を数えます。

5 特別教室の利用現況

各学校には、理科教室、家庭教室、コンピュータ教室など、各教科等の学習指導のより効果的な展開に資することができるよう、必要な機器・設備を配した特別教室が設置されています。これらの特別教室のほとんどは普通教室よりも広い形状となっています。

平成17年5月1日現在、市立小中学校全校では、普通教室より広い形状を有した特別教室は465室（小学校279、中学校186）ありますが、各学校が特別教室として利用している教室数は793室（小学校506、中学校287）であることから、普通教室328室を特別教室として活用している状況にあります。

IV 活用方針

1 教室使用の優先順位について

各学校が保有する教室は、校長の経営方針に基づいて使用されることが基本となるものではありませんが、必要な教室の基準を定めることにより、学校教育での計画的な活用はもとより、社会の要請にも積極的に応えていけるものと考えます。

そこで、各学校が保有する教室については、以下に示す優先順位に基づいて使用するとともに、その必要数の原則を定め、余裕となる教室が発生する場合には、活用の方針を定めることとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 実学級の用に供する教室、及び特別教室に使用する。(2) 学校教育施策実施の用に供する教室に使用する。(3) 地域や社会からの要請に供する教室に使用する。 |
|--|

2 優先順による教室の確保と必要数の原則について

(1) 実学級の用に供する教室、及び特別教室

① 実学級

ここでいう実学級とは、通常学級、特殊学級をいうものであり、それぞれの学級の用に供する教室を確保することが第一です。

千葉県においては、学級編制の弾力的運用により、平成14年度から小学校1・2学年において38人学級が実施されており、平成17年度からは、中学校1学年においても38人学級が実施されています。学級編制基準の少人数化は今後さらに進むものと考えられることから、将来の学級数の増加に備えて教室を確保しておかなければなりません。

② 特別教室

特別教室は、法令により通常学級数に応じて、その種類と必要数が定められています。特別教室の種類と学級数に応じた必要数は8頁(表2)の通りです。

なお、現状の施設において、配置されている特別教室の数が、表2に示す数に不足する場合は、不足数を普通教室から充当するものとします。

(表2) 特別教室の種類と必要数

小学校		中学校	
理科教室 生活教室 音楽教室 図画工作教室 家庭教室 視聴覚教室 コンピュータ教室 図書室 特別活動室 教育相談室		理科教室 音楽教室 美術教室 技術教室 家庭教室 外国語教室 視聴覚教室 コンピュータ教室 図書室 特別活動室 教育相談室 進路資料・指導室	
1、2学級	4室	1、2学級	4室
3～5学級	4室	3～5学級	10室
6～11学級	8室	6～11学級	12室
12～17学級	10室	12～17学級	15室
18～23学級	11室	18～23学級	15室
24～29学級	12室	24～29学級	17室
30～35学級	14室	30～35学級	19室

(2) 学校教育施策実施の用に供する教室

① 通級等の指導の用に供する教室を確保する

通級等の指導の用に供する教室とは、通級指導教室、適応指導教室、日本語指導教室、特殊学級（障害別）プレイルーム、夜間中学の指導等の用に供する教室、ライフカウンセラー室（ゆとろぎ相談室）、第2図書室（市川市教育の特色の一つとしている読書教育の推進に供する教室であり、小学校では18学級、中学校では12学級以上の学校は、特別教室の必要数の枠内で確保することとします。）をいうものです。

- ※関連法令等：学校教育法施行規則第73条の21
- ：不登校支援推進校実施要項（千葉県）
- ：学校教育法施行令第5条第5項
- ：市川市立大洲中学校夜間学級要綱
- ：市川市ライフカウンセラー設置要綱

② 多目的室、少人数授業用教室を確保する

多目的室、少人数授業用教室の役割は大きいことから、その確保に努めることが欠かせません。

これらの教室は、年度途中の学級数の増加に対応するものとして、また、将来の学級編制の少人数化に伴う学級数の増加等にも対応するものとして確保するものでもあります。

教育の質的向上を一層図るため、原則としていずれの学校でも1学年1室以上の確保を図るものとし、9頁（表3）の基準により求めます。

(表3) 多目的室、少人数授業用教室確保の基準

小学校 特殊学級を除く学級数		中学校 特殊学級を除く学級数	
～18学級	6室	～9学級	3室
19～24学級	7室	10～12学級	4室
25～30学級	8室	13～15学級	5室
31学級～	9室	16～18学級	6室
		19～21学級	7室
		22～24学級	8室
		25～27学級	9室
		28～30学級	10室
		31学級～	11室

なお、上表に示す必要数は、教室等の保有状況により、すべての学校が同様に当該教室を確保できるとは限らないことから、確保数の原則を示したものです。

また、本項でいう多目的室、及び少人数授業用教室の意義については、次の各号に掲げるとおりです。

ア 多目的室

複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業、又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるもの（義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第2条第1項）であり、次の表に掲げる教室をいうものです。

種類	教室名（例）
本市教育計画にある施策（教育計画行動テーマ）と関連する教室	国際交流室（行動1） ランチルーム（行動14） 等
学習指導要領に規定する特別活動のための教室	児童会（生徒会）室 クラブ活動室 等
各校の特色ある教育活動の用に供する教室	郷土資料室、科学館、展示室、美術館 学習センター、小劇場、ふれあいルーム 等

イ 少人数授業用教室

専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室（義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第2条第1項）。

③ 円滑な学校運営の用に供する教室

各学校においては、教育課程の実施に必要な教室の確保はもとより、児童生徒が健康で快活に学校生活を過ごせるような教育環境を整えることが欠かせないものと考えます。普通教室を活用した特色ある学校づくりと深く結びつく学習関係教室とは別に児童生徒の学校生活を潤す教室の配置も必要であると思われまます。

また、家庭、地域との連携を深め、市川市が推進する教育の共有化を具現するために使用される教室は、学校運営上欠かすことができない活動室として位置づけられるものであります。

具体的には次に例示するような部屋をいいます。

児童生徒用更衣室、P T A活動室、地域活動室 等

(3) 地域や社会からの要請に供する教室

当該学校で余裕教室の発生が見込まれなくとも特別教室等の共用により地域や社会からの要請に供することが可能と思われる場合、又は余裕教室の発生が見込まれる場合については、児童生徒の学校生活との結びつきを考慮し、以下の順により共用、或いは転用を検討することとします。

① 子育て・福祉関連施設として

児童生徒の学校生活との関連を考慮して検討することとします。

特に小学校にあっては保育クラブ室、ビーイング（子どもの居場所づくり）の利用需要が高いことから、放課後における子育て関連施設との共用、又は転用（一時的転用暫定使用が原則。以下「転用」については同じ意義にて使用。）を検討します。

また、保育園や、デイサービスセンター等の福祉施設については、児童生徒が、幼児や高齢者と交流することによって得られる教育上の効果を考慮し、余裕教室が見込まれる場合は、学校教育に支障のない範囲での転用を検討します。

② 地域コミュニティ関連施設として

生涯学習社会を迎えた今日、学校施設も地域社会の共同の施設としての視点に立って、地域における生涯学習の拠点として開放を進めることが必要であると考えます。そこで、学校部分と機能的に連携して学習環境の高度化が図れるようなものを優先し、地域社会における身近な学習活動の場として検討することとします。

また、市立小中学校施設は、大規模災害が発生した場合、地域住民の安全を確保するための一時避難場所に指定されていることから、余裕教室を災害

時の備蓄倉庫等として利用することも検討することとします。

その際、児童生徒が日常の学校生活の中で防災意識を高揚できる貴重な学習資料として備蓄備品等を生かせるように配慮することを望むものです。

3 転用の際の留意点について

(1) 管理区分の明確化

余裕教室を学校教育施設以外に転用する場合には、学校部分と転用施設の管理区分を明確化するとともに、管理運営について教育委員会と学校、並びに転用施設所管部署と十分協議するものとします。

また、教育活動への影響を考慮すれば、児童生徒の動線と施設利用者の動線が重なることがないようにすることが基本となりますが、安全対策等必要な措置が講じられ、学習効果が期待できることが見込まれるような場合には、動線の交流を取り入れた転用も検討します。

(2) 学校全体の教室配置計画の見直し

余裕教室を活用する際は、既存の学校施設をどのように活用していくかという視点に立って、余裕教室の利用方法だけでなく、学年毎のまとまりの確保、学校内の位置やクラスルームとの連続性、及び利用面や運営面で関係の深い教室・スペースとのつながりや動線等、学校全体の配置を考慮して、余裕教室以外の諸室の配置の見直しも併せて行うこととします。

(3) 仕切り等の活用や時間帯による使用区分の設定

① 仕切り等の活用

必要な教室及び余裕教室については、基本的には現施設の形状を変えることなく使用するものとして必要数を示しています。しかし、学習指導の個別化や教育方法の多様化に対応したり、余裕教室への学校教育によりよい効果をもたらすような学校外からの使用希望に応えたりしていくには、限られた空間を如何に有効活用し、利用効率を高める工夫をすることが必要であると考えます。例えば一つの普通教室に分割・仕切り等を設け、活動のスペースを増やすような考えを取り入れることも可能かと考えます。

もちろん活動内容によっては、小さく仕切られた空間には馴染まないものも考えられますので、この場合、当該教室で何を行うのか、使用目的を明確にすることが必要です。

② 時間帯による使用区分の設定

学校施設の開放という面においては、これまでも、学校の教育活動に支障のない範囲で、地域住民等に会議室等を開放してきましたが、児童生徒が通常使用しなくなる放課後等の時間帯においては、施設管理、安全管理面等

での使用区分を適切に設定することにより、特別教室を含め学校教育外の目的にて使用できるような工夫をすることも考えられます。

4 普通教室活用の優先順位(イメージ図)

各学校が保有する普通教室を前項までに示した考え方に基づいて、必要な教室を確保する場合の原則を図に示したものが下図（図3）であります。

(図3) 普通教室活用順（原則）

使 用 教 室					余裕教室
実学級、特別教室		学校教育施策実施			
1	2	3	4	5	6
実学級	特別教室 充当	通級等 教室	多目的・ 少人数 授業用 教室	学校 運営上 必要な 教室 (一部、 施設の 共用を 検討する)	共用・ 転用の 検討
					子育て・ 福祉関連 施設へ
					地域コミュニティー 関連施設等 へ

V 基本方針運用にあたっての留意事項

1 学校別余裕教室活用計画の作成について

学校別の具体的な余裕教室活用計画は、学校の特色づくりを踏まえ、学校施設の全体配置等も含めた学校長の意見・希望を取集した上、この基本方針に示す必要な教室及び教室数の基準に照らし、庁内関係部課等からの利用希望を調整し、今後教育委員会において作成することとします。

2 利用希望の取り扱いについて

余裕教室の利用希望に対しては、基本方針において規定する教室使用の優先順位に基づいて適正に処していくものであり、利用希望当該校における施設配置状況、児童生徒の学習環境への影響、学校の安全管理面等を考慮し、利用の可否を検討していくこととなります。

利用を希望する部課等からの申請の受付から、利用希望への回答までの事務取り扱いについては、14頁（図4）のとおり行うものとします。

3 用途転用の原則について

余裕教室の学校教育外用途目的使用が可能な場合にあっては、将来の学級数の増加を想定し、一時的転用（利用者暫定使用）を原則とします。

なお、当該余裕教室が将来不要となると見込まれる場合には、学校教育外用途への転用を検討することとします。

4 工事計画等との整合性について

この基本方針は、既存の学校施設を今後どのように活用していくか、「使用教室」と「余裕教室」との観点からまとめたものであり、施設の活用を計画する際には、今後の校舎改修計画との整合性を十分に図っていく必要があります。

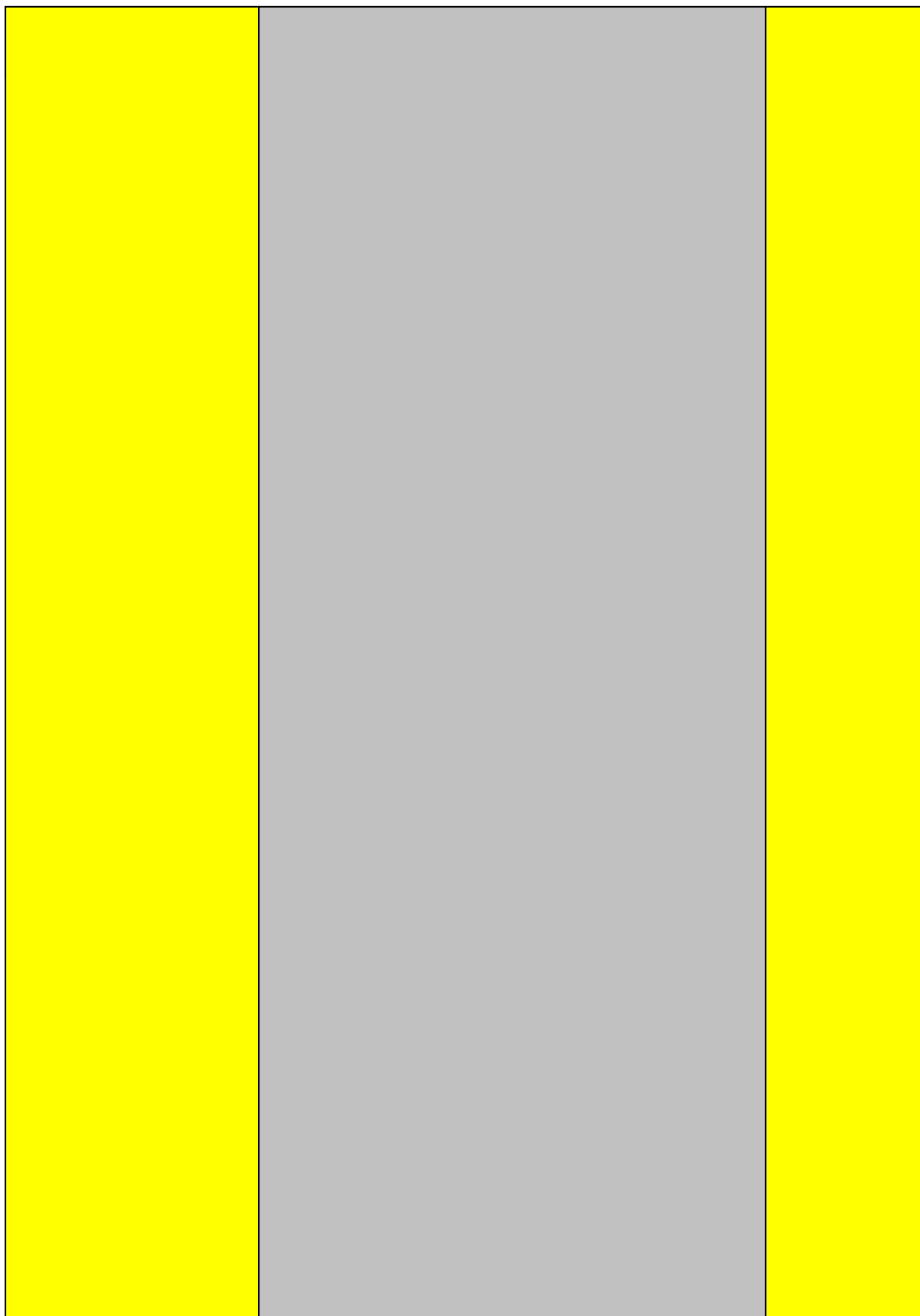
5 適正配置計画との関連について

市川市における人口の伸びに地域間格差はありますが、市街地再開発及び区画整理事業等で住宅が増加する傾向から、児童生徒数は概ね微増で推移していくと予測されます。したがって、市全体の学級数についても現状程度、或いは微増するものと予測できます。

しかしながら、地域によっては、通学区域における今後の児童生徒数の大幅な増加は見込まれず、各学年単学級のまま推移、或いはいずれかの学年が単学級へと推移する場合が想定されるなど、小規模状態による学校運営上の諸課題の改善を要する学校が発生するものと思われます。

このため、児童生徒の教育環境を向上させる視点から、現在、学校の適正な配置について検討を進めているところであり、当該校での施設活用に当たっては、適正配置計画との関連を図る必要があります。

(図4) 余裕教室利用希望事務取り扱いについて (手順図)



資料

【文部科学省等による学校施設の利用、及び整備等に係る考え方について】

昭和 61 年 4 月	<p>臨時教育審議会第二次答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の開放が「地域の要請に応じて学校の機能や場を地域住民に開放することは、学校の大きな役割である」と学校のコミュニティの拠点化が提起され、続く昭和 62 年 4 月の臨時教育審議会第三次答申においては、学校教育中心から生涯学習体系へ移行を進めることを指摘した。その中で「学校、研究所等も閉ざされた聖域ではなく、地域共通の財産として広く住民等の利用を進める」と、学校施設のインテリジェント化が打ち出された。
昭和 62 年 7 月	<p>文部省通知『学校施設のリニューアル』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備が量的整備の拡大から質的充実の時代に入ったことを告げ、余裕教室の有効活用についての基本的考え方等が示された。 <p>そこでは、余裕教室の有効利用の具体策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習指導方法が可能な学習スペース ・生活する場としてふさわしい環境 ・管理スペース ・地域開放のためのスペース <p>が挙げられた。</p> <p>また、活用の計画段階においては、「余裕教室をどうやってなくすかといった消極的な対応ではなく、学校施設のあるべき姿についての基本に戻り積極的な有効利用計画を立てることが重要である」と指摘している。</p>
昭和 63 年 3 月	<p>文部省調査研究会議</p> <p>『教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方について』の調査研究</p> <p>教育方法の多様化に対応する学校施設の在り方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の自発的な学習活動を促す環境 ・学習システムに創意と工夫を生み出すことができる環境 ・多様な学習メディアを活用できる環境 ・特別活動などがより充実できる環境 ・教育方法の多様化に対応した教職員の活動を支援する施設等が提起された。 <p>また、情報化に対応する施設として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ等の施設 <p>豊かな人間性を育む環境の在り方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの幅を広げ促す環境

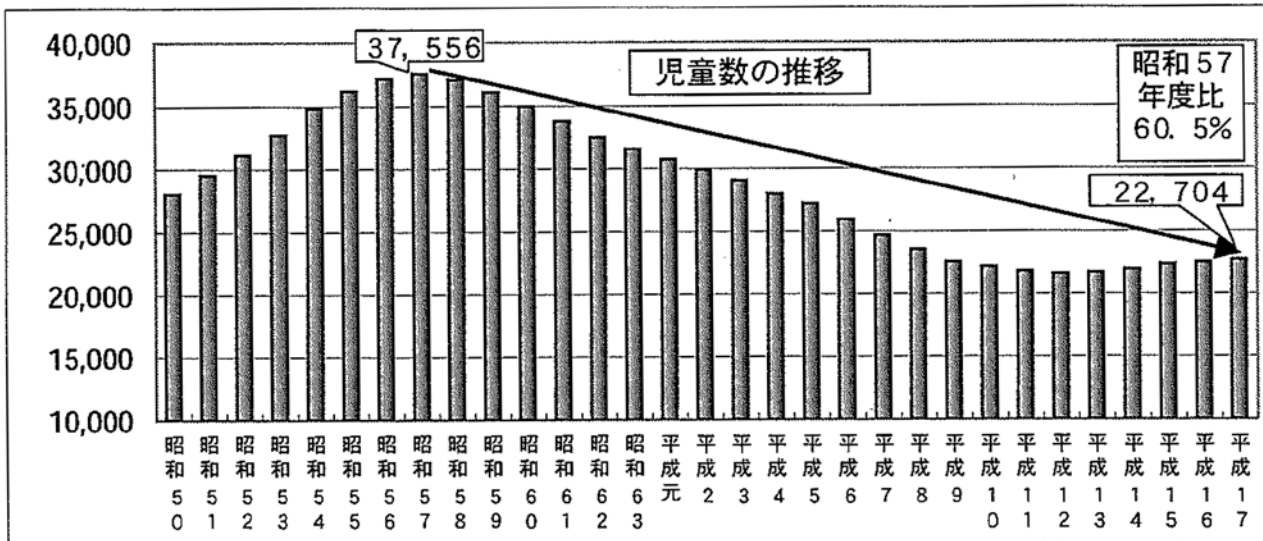
	<p>すこやかな体をつくる環境の在り方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康のための教育にふさわしい環境 <p>更に、地域社会における学校施設の在り方として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々の学校施設利用（学校開放）への対応 ・災害時の避難機能を果たす施設 <p>等が提起されている。</p>
昭和 63 年 6 月	<p>文部省指導通知『既設施設の有効利用について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の質的な整備と余裕教室の有効活用が促された。
平成 3 年 3 月	<p>文部省通知『学校施設の複合化について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における生涯学習基盤の整備と学校教育の活性化に資するための学校教育環境の質的向上が目的として示された。 <p>千葉県教育委員会・千葉県公立学校施設整備期生会 『余裕教室有効活用の手引き』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における余裕教室の有効活用の計画立案における留意事項として以下のことが述べられている。 ・学校の教育目標遂行の中で位置づける。 ・転用に伴う利用者（教師、児童生徒等）への影響を考慮する。 ・余裕教室と他の教室等と教室間の配置換えを行うなど、各室のつながりやまとまりを考慮する。 ・生涯学習の場としての活用にあたっては、特別教室や社会教育施設等の設置状況及び学校への影響を含めて検討する。
平成 4 年 3 月	<p>文部省「学校施設整備指針」作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学校施設整備指針の策定の方針と主な改善 <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容・方法の多様化、情報化に対応した施設づくり ・ゆとりと潤いのある環境づくり ・生涯学習の基盤整備としての施設づくり ・総合的・計画的な学校施設整備の推進
平成 5 年 4 月	<p>文部省「余裕教室活用指針」作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や多目的教室など学校教育活動のために活用し、さらに、学校開放を支援するスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等への転用を図るよう指導
平成 7 年 4 月	<p>文部省通知「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の取り扱い等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設への転用及び防災備蓄倉庫への転用の簡素化
平成 8 年 3 月	<p>千葉県教育委員会「余裕教室の活用について」通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ（保育クラブ）への転用

平成 9 年 11 月	文部省通知 ・「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について」（学校施設を社会教育施設及び福祉等の施設への転用環境が整えられる。平成 9 年 1 1 月 2 0 日付け通知で、原則として、1 0 年を経過した学校施設の公共用又は公用施設への無償による転用は、納付金が不要であることを明文化。）
平成 11 年 9 月	文部科学省 「余裕教室活用のための Q & A」 の作成 ・全国の教育委員会に配布・周知
平成 13 年 3 月	学校施設整備指針改訂 ・学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」の報告「学校施設整備指針の改訂について（小学校編）」を基に、平成 1 3 年 3 月に全面的に改訂される。
平成 15 年 8 月	学校施設整備指針改訂 ・学校施設の耐震化推進、学校環境衛生基準の改定、建築基準法一部改正、防犯対策をもとに、整備指針が改訂される。

【児童数 学級数の推移】

小学校

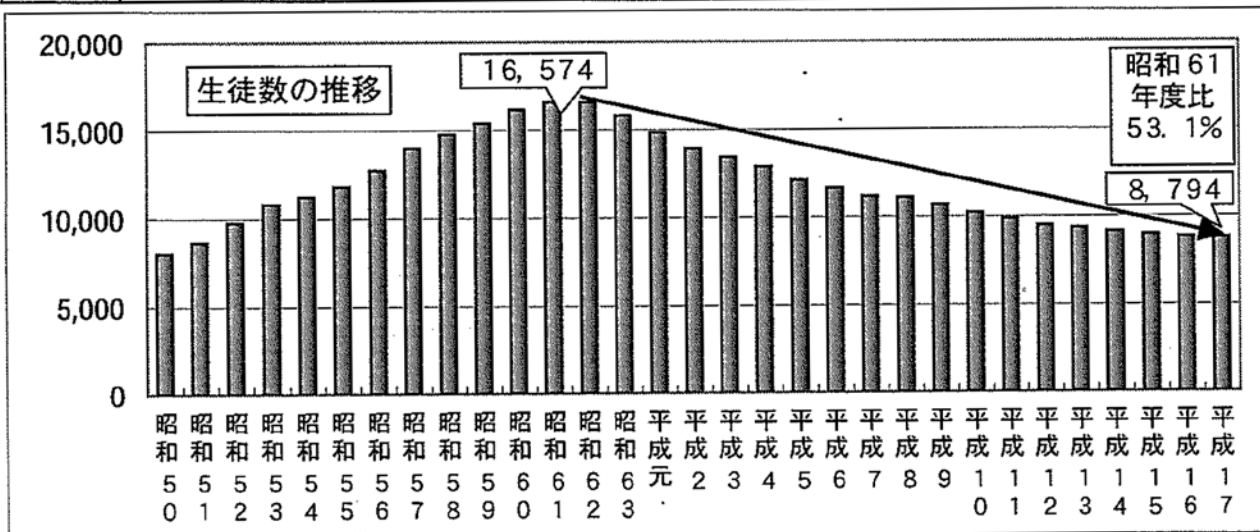
年度	学校数	児童数			学級数			備考
		合計	通常	特殊	合計	通常	特殊	
昭和50	25	28,104	27,980	124	724	708	16	
昭和51	25	29,576	29,446	130	759	741	18	
昭和52	26	31,093	30,960	133	789	771	18	
昭和53	27	32,772	32,628	144	836	817	19	
昭和54	30	34,833	34,682	151	886	867	19	
昭和55	33	36,158	35,994	164	921	899	22	
昭和56	36	37,168	36,988	180	952	928	24	
昭和57	36	37,556	37,367	189	953	930	23	
昭和58	37	37,063	36,879	184	939	917	22	
昭和59	37	36,053	35,878	175	920	898	22	
昭和60	38	34,968	34,790	178	907	884	23	
昭和61	38	33,773	33,609	164	898	877	21	
昭和62	38	32,516	32,369	147	881	860	21	
昭和63	38	31,558	31,420	138	871	852	19	
平成元	38	30,721	30,576	145	869	849	20	
平成2	38	29,898	29,751	147	855	835	20	
平成3	38	29,064	28,917	147	848	826	22	40人学級
平成4	38	27,982	27,842	140	826	805	21	
平成5	38	27,248	27,098	150	810	788	22	
平成6	38	25,966	25,811	155	777	753	24	
平成7	38	24,708	24,554	154	745	720	25	
平成8	38	23,542	23,393	149	718	694	24	
平成9	38	22,588	22,438	150	699	673	26	
平成10	38	22,156	22,002	154	691	665	26	
平成11	39	21,811	21,657	154	690	664	26	
平成12	39	21,623	21,467	156	681	655	26	
平成13	39	21,735	21,559	176	686	658	28	制度改正(弾力化)
平成14	39	21,947	21,758	189	690	662	28	小1・2(38人学級)
平成15	39	22,350	22,167	183	702	673	29	
平成16	39	22,515	22,330	185	712	681	31	
平成17	39	22,704	22,479	225	719	685	34	



【生徒数 学級数の推移】

中学校

年度	学校数	生徒数			学級数			夜間中学		備考
		合計	通常	特殊	合計	通常	特殊	生徒数	学級数	
昭和50	8	8,068	8,045	23	190	187	3			
昭和51	8	8,633	8,604	29	206	202	4			
昭和52	8	9,763	9,718	45	229	224	5			
昭和53	8	10,790	10,731	59	262	255	7			
昭和54	11	11,201	11,129	72	269	261	8			
昭和55	12	11,822	11,754	68	287	279	8			
昭和56	12	12,714	12,635	79	306	298	8			
昭和57	14	13,960	13,860	90	335	323	10	10	2	
昭和58	14	14,759	14,638	108	352	339	11	13	2	
昭和59	14	15,381	15,250	118	367	354	11	13	2	
昭和60	15	16,137	16,013	112	388	374	12	12	2	
昭和61	16	16,574	16,439	123	401	386	13	12	2	
昭和62	16	16,562	16,425	118	402	388	12	19	2	
昭和63	16	15,807	15,670	120	382	368	12	17	2	
平成元	16	14,833	14,704	104	375	361	12	25	2	
平成2	16	13,895	13,766	110	368	353	13	19	2	
平成3	16	13,388	13,280	88	370	356	12	20	2	40人学級
平成4	16	12,847	12,730	93	357	343	12	24	2	
平成5	16	12,069	11,967	80	337	324	11	22	2	
平成6	16	11,648	11,541	87	328	314	12	20	2	
平成7	16	11,155	11,049	84	321	304	15	22	2	
平成8	16	11,080	10,962	97	312	297	13	21	2	
平成9	16	10,659	10,540	92	303	288	13	27	2	
平成10	16	10,202	10,101	68	290	277	11	33	2	
平成11	16	9,856	9,755	66	279	265	12	35	2	
平成12	16	9,477	9,375	63	268	255	11	39	2	
平成13	16	9,349	9,233	80	268	253	12	36	3	制度改正(弾力化)
平成14	16	9,143	9,026	79	265	249	13	38	3	
平成15	16	8,966	8,847	84	262	245	14	35	3	
平成16	16	8,827	8,696	90	260	242	15	41	3	
平成17	16	8,794	8,662	95	263	245	15	37	3	中1(38人学級)



学校教育外用途目的による学校施設利用状況 平成17年5月現在)

番号	学校名	余裕教室		共用					転用済み				
		今年度	23年度予測	ビーイング	防災倉庫	文化財室	保育暫定	福祉施設等	IT計画	保育クラブ	デイケア	市民図書室	保育園
1	市川小	△	△	2	1						1		
2	真間小	○	△								1		
3	中山小	○	○			1							
4	八幡小	○	△	1	1						1		
5	国分小	×	×								1		
6	大柏小	×	×					1			1		3
7	宮田小	△	×	1							1		
8	富貴島小	×	×		1			1			1		
9	若宮小	△	×										
10	国府台小	○	△			1			8		1		4
11	平田小	○	○			1					2		
12	鬼高小	×	×								1		
13	菅野小	○	○						1	1	1		
14	行徳小	×	×								1		
15	信篤小	×	×					1			1		
16	稲荷木小	○	○			1		1					
17	南行徳小	○	○			1					1		1
18	鶴指小	○	○	1	1					1			
19	宮久保小	○	△			1					1		
20	二俣小	○	○			1				1	1		
21	中国分小	×	×										
22	曾谷小	○	○	1							2		
23	大町小	○	○			1					1		
24	北方小	○	△			1				1	1		
25	新浜小	×	×			1					2		
26	百合台小	○	○			1	3				2		
27	富美浜小	△	△			1					1		
28	柏井小	×	×										
29	大洲小	△	×			1					1		
30	幸小	○	△							1	1		
31	新井小	△	×			1		1			1		
32	南新浜小	○	○						1	1	2		
33	大野小	△	×								1.5		1.5
34	塩焼小	○	×			1							併設
35	稲越小	○	○			1			1	1	1		併設
36	塩浜小	○	○	1							1		
37	大和田小	×	×										
38	福栄小	△	△								1		併設
39	妙典小	△	×					1					
余裕有		20校	13校	7	20	3	6	11	7	35.5	4	3	2.5
1	第一中	○	○			1							
2	第二中	△	△			1							
3	第三中	○	○			1							
4	第四中	○	○										
5	第五中	○	○										
6	第六中	×	×										
7	第七中	○	○										
8	第八中	△	△										
9	下貝塚中	×	×			1							
10	高谷中	○	○			1							
11	福栄中	○	○										
12	東国分中	○	○			1							
13	大洲中	○	×			1				1			
14	塩浜中	○	○			1							
15	南行徳中	×	×										
16	妙典中	△	×										
余裕有		10校	9校	0	8	0	0	0	1	0	0	0	0
1	養護学校			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余裕教室の見込み ○ 見込める △ 工夫を要する × 見込めない				7	28	3	6	11	8	35.5	4	3	2.5
余裕教室活用数		55							計画	45			

【学校施設整備計画検討会設置要領】

（目的）

第1条 市立小・中・養護学校において生じている学校施設整備等に関する諸問題について検討を行うため、学校施設整備計画検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- （1）市立小・中・養護学校施設の有効活用に関すること
- （2）本行徳石垣場・東浜地区「地域コミュニティゾーン」への小学校建設計画に関すること
- （3）教室不足対策に関すること
- （4）小規模校対策に関すること
- （5）学校の適正規模・適正配置に関すること
- （6）その他学校施設整備計画に関すること

（組織）

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

教育総務部長、教育総務部次長

学校教育部長、学校教育部次長

企画調整課長、就学支援課長、教育施設課長、

義務教育課長、指導課長、保健体育課長、教育センター所長

2 会長は、教育総務部長をもって充てる。

（会議）

第4条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは前条第1項に定める者以外の出席を求めることができる。

（作業部会）

第5条 検討会の補助組織として、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、第3条第1項に掲げる者が指名する職員をもって構成する。

3 作業部会の運営は、企画調整課長が行う。

（事務局）

第6条 検討会の事務は、企画調整課が処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成17年4月28日より施行する。

(旧要綱等の廃止)

第2条 市川市余裕教室活用計画検討委員会設置要綱（平成2年5月9日施行）及び、児童生徒急増地域対策検討部会設置要領（平成14年9月25日施行）は廃止する。

【検討経過】

学校施設有効活用基本方針の策定に係る学校施設整備計画検討会（以下「検討会」という。）並びに作業部会

開催日	会議
平成17年5月11日	検討会
5月18日	作業部会
5月24日	検討会
6月7日	作業部会
6月14日	作業部会
6月28日	検討会
7月7日	作業部会
7月20日	作業部会
7月28日	検討会
8月31日	検討会

市川市学校施設有効活用基本方針
平成17年10月策定
市川市教育委員会

第4回市川市教育振興審議会 議事（1）補助資料

資料1	学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果	1
資料2	学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果の考察	3
資料3	学校・学級規模に対する児童生徒・保護者・教職員の印象	7
資料4	小規模校のメリット（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより）	11
資料5	新しい教育指導要領が目指す教育（中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理より）	12
資料6	市川市教育振興基本計画	22
資料7	教職員の配置	25

資料 1 学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果

1 学校規模に関する実態調査の結果

○ 規模によって差異が認められる項目について、課題があると考えられる学校規模の範囲を朱色で示しています。

小学校	学校規模(学級数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
市川市の現状 1教育的な視点	(2)豊かな心②自尊意識 自尊意識	学級数が少ないほど低い										学級数が多いほど高い																				
	(2)豊かな心③規範意識 いじめの認知件数	学級数が少ないほど多い										学級数が多いほど少ない																				
	(2)豊かな心④学校生活 不登校の出現率																				増え始める											
市川市の現状 2運営的な視点	(1)学習指導④教材活用 パソコン教材の活用	学級数が少ないほど多い										学級数が多いほど少ない																				
	(1)学習指導⑤地域人材の活用 地域人材の活用(授業補助)																				少なくなる											
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 子どもと向き合う時間(職員意識)	学級数が少ないほど多い										学級数が多いほど少ない																				
	(3)職員体制②研修会等への対応 職員の研修会参加	学級数が少ないほど低い										学級数が多いほど高い																				
	(3)職員体制②行事等への対応 職員数に対する職員の印象	「今よりも多い方が良い」80%										「今より少ない方が良い」割合が多くなる																				
	(3)職員体制③教職員の配置状況 1学級あたりの教職員数	学級数が少ないほど多い(1.5人以上)										学級数が多いほど少ない(1.5人以下)																				
	(3)職員体制③教職員の配置状況 1学年あたりの担任外教職員数	学級数が少ないほど少ない(0.5人以上1.5人未満)										学級数が多いほど多い(1人以上3人以下)																				
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者のPTA活動への参加	学級数が少ないほど高い										学級数が多いほど低い										より少なくなる										
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者が学校行事に参加したり相談し たりするときの印象	50%以上			「今より多い方が良い」30%以上																	「今より少ない方が良い」約25%以上				50%以上						
	(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	「今より多い方が良い」40%以上			30%以上			適正規模										「今より少ない方が良い」25%以上				50%										
(5)適正規模の印象⑤教職員の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	「今より多い方が良い」20%以上 課題のある規模																				「今より少ない方が良い」60%以上 課題のある規模				「今より少ない方が良い」80%以上 課題のある規模							
市川市の現状 3運財政的な視点	児童一人当たりの配当額	最多学校規模の2倍以上										学級数が少ないほど少ない(学級数の増加に伴う減少幅は少ない)																				
	1学級あたりの配当額	最多学校規模の2倍以上										学級数が少ないほど少ない(学級数の増加に伴う減少幅は少ない)																				
中学校	学校規模(学級数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27				
市川市の現状 1教育的な視点	(3)健やかな体①運動への関わり 休み時間に外へ出て遊ぶ																										少なくなる					
市川市の現状 2運営的な視点	(2)生徒指導②児童生徒の把握 「先生は気軽に相談に乗ってくれる」と 感じる児童生徒	学級数が少ないほど低い										学級数が多いほど高い																				
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 子どもと向き合う時間(職員意識)	学級数が少ないほど多い										学級数が多いほど少ない										より少なくなる										
	(2)生徒指導③交流活動 異学年交流活動	学級数が少ないほど少ない										学級数が多いほど多い																				
	(3)職員体制③教職員の配置状況 1学級あたりの教職員数	学級数が少ないほど多い(2人以上)										学級数が多いほど少ない(2人以下)																				
	(3)職員体制③教職員の配置状況 1学年あたりの担任外教職員数	学級数が少ないほど少ない(5人以下)										学級数が多いほど多い(5人以上7人以下)																				
	(4)保護者への対応①学校環境 学校が相談しやすい環境であるとする 保護者	より高くなる										学級数が少ないほど高い										学級数が多いほど低い										
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者が学校行事に参加したり相談し たりするときの印象	65%			「今より多い方が良い」			50%													「今より少ない方が良い」30%				50%以上							
(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	85%			「今より多い方が良い」			45%			適正規模										「今より少ない方が良い」20%以上				50%以上								
(5)適正規模の印象⑤教職員の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	「今より多い方が良い」40%以上 課題のある規模																				50%以上 課題のある規模				「今より少ない方が良い」70%以上 課題のある規模							
市川市の現状 3運財政的な視点	児童一人当たりの配当額	最多学校規模の2倍以上										学級数が少ないほど少ない(学級数の増加に伴う減少幅は少ない)																				
	1学級あたりの配当額	最多学校規模の2倍以上										学級数が少ないほど少ない(学級数の増加に伴う減少幅は少ない)																				

2 学級規模に関する実態調査の結果

- 規模によって差異が認められる項目について、課題があると考えられる学級規模の範囲を朱色で示しています。

小学校	学級規模(児童生徒数)	19以下	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38以上				
市川市の現状 1教育的な視点	(2)豊かな心②自尊意識 自尊意識	低い			高い																				
	(2)豊かな心④学校生活 不登校の出現率													増え始める											
市川市の現状 2運営的な視点	(1)学習指導③学習方法 課題解決的な学習の実施	少ない			多くなる																				
	(1)学習指導⑤地域人材の活用 授業補助	人数が少ないほど多い									人数が多いほど少ない						より少なくなる								
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 「先生は気軽に相談に乗ってくれる」と 感じる児童生徒	人数が少ないほど低い								より高くなる				人数が多いほど高い											
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 子どもと向き合う時間(職員の意識)	人数が少ないほど多い									人数が多いほど少ない														
	(3)職員体制②行事等への対応 職員数に対する職員の印象	「今より多 い方が良 い」90% 以上																							
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者のPTA活動への参加	学級数が少ないほど高い										学級数が多いほど低い						より少なくなる							
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者が学校行事に参加したり相談し たりするときの印象	「今より多い方が良 い」60%以上																				「今より少ない方が良 い」20%以上			
	(5)適正規模の印象⑤児童生徒 学校生活を過ごす上での、学級の人 数の印象	「今より少ない方が良い」割合が低い										「今より少ない方が良い」割合が高い													
	(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	「今より多い方が良 い」60%以上											適正規模					「今より少ない方が良 い」20%以上							
	(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学習や学級活動を行う時の 印象	「今より多い方が良い」20%以上								適正規模						「今より少ない方が良 い」40%以上									
	(5)適正規模の印象⑤教職員の印象 学級で学習や活動を行う時の印象	適正規模																							
中学校	学級規模(児童生徒数)	19以下	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38以上				
市川市の現状 1教育的な視点	(2)豊かな心④学校生活 不登校の出現率													増え始める											
市川市の現状 2運営的な視点	(1)学習指導③学習方法 課題解決的な学習の実施	人数が少ないほど低い									人数が多いほど高い														
	(1)学習指導④施設活用 理科室の活用																					少なくなる			
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 「先生は自分のことを知っている」と感 じる児童生徒	人数が少ないほど低い									人数が多いほど高い														
	(2)生徒指導②児童生徒の把握 「先生は気軽に相談に乗ってくれる」と 感じる児童生徒	人数が少ないほど低い								より高くなる				人数が多いほど高い											
	(4)保護者への対応①学校環境 保護者が学校行事に参加したり相談し たりするときの印象	「今より多い方が良い」										50%		65%以上						「今より少ない方が良 い」20%以上	50%以上				
	(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学校行事や学年活動を行う 時の印象	「今より多い方が良い」45%以上										適正規模					「今より少ない方が良 い」20%以上								
	(5)適正規模の印象⑤保護者の印象 子どもが学習や学級活動を行う時の 印象	「今より多い方が良い」								20%		40%		適正規模					「今より少ない方が良 い」40%以上						
(5)適正規模の印象⑤教職員の印象 学級で学習や活動を行う時の印象	適正規模																								

資料2 学校規模及び学級規模に関する実態調査の結果の考察

学校規模に関する実態調査の結果から、規模によって差異が認められ、課題があると考えられる項目について、その要因を考察しました。

1 教育的な視点からの現状

(2)「豊かな心」の面

② 自尊意識

- ・ 小学校で、学級数が多いほど、「自分には良いところがある」と考える児童生徒の割合が高くなる傾向がみられる。
- ・ 小学校で、20人以下の学級よりも、25人以上の学級の方が、「自分には良いところがある」と考える児童生徒の割合が高い傾向がある。

【要因の考察】

- 学校規模や学級規模が大きく人数が多いと、それだけ人と関わる機会も多くなることから、自己存在感（周囲から信頼され価値ある存在）や、自己有用感（他者や集団からどれだけ必要とされているか）の自己評価が高まったのではないかと考えられる。

③ 規範意識

- ・ 小学校で、規模の大きい学校ほど、いじめの認知件数が低くなる傾向が見られる。

【要因の考察】

- 人数が多ければ、それだけ周りに助けてくれる人も多いことから、いじめにつながるケースが少なかったのではないかと考えられる。
- 学級数が多いとクラス替えが出来ることから、いじめる側といじめられる側の関係もクラス替えによって解消し、認知件数が低くなったのではないかと考えられる。
- 学校規模が大きいと職員も多く、多くの目で子どもたちの変化に気づくことが出来るため、いじめにつながるケースが少なかったのではないかと考えられる。

④ 学校生活

- ・ 小学校で、19学級以上の学校から、不登校の出現率が増える傾向がみられる。
- ・ 小中学校共に、1クラス30人前後の学級から、不登校の出現率が増える傾向がみられる。

【要因の考察】

- 学校規模が小さいと、教員の目も子ども一人一人に行き届きやすく、声掛けもしやすい。このため、きめ細かな指導によって、例えば、学習についていけずに学校生活を送る気力が小さくなることなども少なくなり、不登校の出現率が低くなったのではないかと考えられる。

(3)「健やかな体」の面

① 運動への関わり

- ・ 中学校の27学級で、休み時間などに外へ出て遊ぶ割合が、特に少なくなっている。

【要因の考察】

- 学級数が多く人数が多いと、遊ぶ場所や道具の使用が制限されてしまうため、意識として低くなっているのではないかと考えられる。

2 運営的な視点からの現状

(1)「学習指導」の面

③ 指導方法

○ 課題解決的な学習

- ・ 小学校の20人前後の学級で、課題解決的な学習の取り組みが低く、25人以上の学級で高くなる傾向が見られた。
- ・ 中学校で、1クラスの人数が多いほど、課題解決的な学習の取り組みが多くなる傾向が見られた。

【要因の考察】

- 人数が多い方が多様な見方、考え方が出てくるため、課題解決的な学習に取り組みやすいが、人数が少ないと、課題別のグループ編成が制限されたり、多様な考え方が出にくかったりすることから、取り組みが少なくなっているのではないかと考えられる。

④ 施設・教材活用

○ 施設活用

- ・ 中学校で、1クラス37～38人程度に多くなると、理科室の活用頻度が少なくなる傾向が見られた。

【要因の考察】

- 本来は考えにくいことである。中学校は教科担任制であることから、1クラスの人数が多くなっても理科室の利用頻度に差が出ることは考えにくい。
- 例えば1クラスの人数が多いことによって生じる生徒指導上の課題がある場合には、特別教室での学習を控える場合があることは考えられる。

○ 教材活用

- ・ 小学校で、学級数が増えるほど、パソコン教材の活用(eライブラリアクセスログ集計〔年間1人あたりの教材選択回数〕)が少なくなる傾向が見られた。

【要因の考察】

- 各学校には児童生徒用のパソコンが40台しかないため、人数が多くなれば1人が利用できる回数も少なくなり、活用頻度が少なくなるのだと考えられる。

⑤ 地域人材の活用

- ・ 小学校で、20学級程度以上から、保護者や地域人材に授業補助として授業に入ってもらい取り組みが少なくなる傾向が見られた。
- ・ 小学校で、1学級の人数が多くなるに従って、保護者や地域人材に授業補助として授業に入ってもらい取り組みは少なくなり、35人以上で、さらに少なくなる傾向が見られた。

【要因の考察】

- 学校規模が大きいと、少人数指導などの教職員の配置も多くなり、職員のみで対応ができるため、取り組みが少なくなるのではないかと考えられる。
- 1学級の人数が多いと、補助に入ってもらい人数もある程度必要となるが、それだけの人数の確保が難しいことから、取り組みが少なくなっているのではないかと考えられる。

(2)「生徒指導」の面

② 児童生徒の把握

○ 学校生活

- ・ 中学校で、1学級の人数が多くなるほど、児童生徒の意識として、「自分のことを良く知っている」と感じる割合が多くなる傾向が見られた。
- ・ 中学校で、学級数が多くなるほど、児童生徒の意識として、「先生が気軽に話を聞き、相談に乗ってくれる」と感じる割合が増える傾向が見られた。
- ・ 小・中学校共に、1学級の人数が増えるほど、児童生徒の意識として、「先生が気軽に話を聞き、相談に乗ってくれる」と感じる割合が多くなる傾向が見られ、1クラス 26～27人ぐらいから増えている。

【要因の考察】

- 学校規模が大きいと教職員数も多くなり、担任以外の教員からの声掛けや、相談の機会も増えることから、児童生徒の意識も高い結果になったのではないかと考えられる。
- 1クラスの人数が多いと、先生の周りに児童生徒が集まりやすく、気軽に話す環境があるのではないかと考えられる。
- 人数が多いと、児童生徒が教員から声を掛けてもらったり、相談に乗ってもらったりする機会も限られることから、1度の声掛けなどが、強く印象に残っている結果とも考えられる。

○ 学校生活

- ・ 小・中学校ともに学校規模が大きくなるに従って、教職員の意識として、子どもと向き合えていると感じる割合は少なくなる傾向があり、中学校では、20学級以上で、より少なくなる傾向が見られた。
- ・ 小学校で、1学級の人数が多くなるに従って、教職員の意識として、子どもと向き合えていると感じる割合は少なくなる傾向が見られた。

【要因の考察】

- 学校規模が大きく職員数が多いと、会議等に割かれる時間も多くなり、子どもたちと接する時間が十分に取れないのではないかと考えられる。
- 学校規模が小さいと、きめ細かく指導することが出来、子どもと接している感覚も高まるのではないかと考えられる。

③ 交流活動

- ・ 中学校で、学級数が多くなるに従って、異学年との交流活動が増える傾向が見られた。

【要因の考察】

- 学級数が多いと交流の組み合わせも多くなることから、交流の機会も増えるのではないかと考えられる

(3)「職員体制」の面

② 研修・行事等への対応体制

○ 研修等への対応

- ・ 小学校で、規模の大きい学校の方が、教職員の学校外の研修会への参加が多い傾向が見られた。

【要因の考察】

- 学校規模が大きいと教職員数も多くなり、不在となる教員のカバーもし易いため、学校外の研修へも参加し易くなるのではないかと考えられる。
- 学校規模が違って、校務分掌の種類は同じであり、小規模な学校は教員1人の役割が多くなることから、研修会へ参加する時間も取れないのではないかと考えられる。

○ 行事等への対応

- ・ 小学校の11学級以下の学校で、教職員の印象として、学校行事や学年行事を行う上で、「今よりも教職員の数が多いほうが良い」と考える割合がおおよそ80%、またはそれ以上となっている。また、24学級以上では、「今より少ないほうが良い」と考える割合が、23学級以下より多くなる傾向が見られる。
- ・ 小学校の1クラス19人以下の学級で、教職員の印象として、学校行事や学年行事を行う上で、「今よりも教職員の数が多いほうが良い」と考える割合が90%以上となっており、20人以上の学級に比べて極端に多くなっている。

【要因の考察】

- 学校規模が小さくなると、行事に関わる子どもたちの役割分担が多くなるため、不都合を感じているのだと考えられる。
- 学校規模が大きくなると、子どもたち一人一人の活躍の場が少なくなったり、行事の時間が長くなったり、また、校外学習などでは様々な調整が難しくなったりするため、不都合を感じているのだと考えられる。

(4)「保護者・地域への対応」の面

① 保護者に対する学校環境

- ・ 小学校で、学校規模が大きくなるほど、PTA活動の参加が少なくなる傾向にあり、24学級以上では、マイナスの評価も見られる。
- ・ 小学校で、1クラスの人数が多くなるほど、PTA活動の参加が少なる傾向が見られ、36人学級以上ではマイナスの評価も見られる。

【要因の考察】

- 学校規模が大きく、保護者の人数も多いと、「私が行かなくても他の誰かがやってくれる」という感覚になり、逆に人数が少ないと、「私が行かないと他の人に迷惑が掛かる」という感覚になるため、参加率に違いが出てくるのではないかと考えられる。

① 保護者に対する学校環境

- ・ 中学校で、学級数が少ない方が、保護者の意識として、学校が相談しやすい環境であると考えられる割合が多い傾向が見られる。特に5、9学級は12学級以上に比べて高くなっている。

【要因の考察】

- 学級数が少なく人数が少ない方が、保護者は学校に対して声を掛けやすく、職員も余裕を持って耳を傾けられる状態のあるのではないかと考えられる。

資料3 学校・学級規模に対する児童生徒・保護者・教職員の印象

学校規模及び学級規模に対する児童生徒、保護者、教職員の印象は、実態調査の結果、以下の通りでした。

1 学校規模

(1) 小学校の学級数

① 「児童生徒の印象」は特になし

② 保護者の印象（学校行事・学年活動）

- ・ 現在の学校規模（学級数や児童生徒数）に対する保護者の意識について、小学校では、児童が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多いほうが良い」と考えている割合が、11学級以下では40%以上、12～13学級で30%以上となっており、19学級以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ないほうが良い」と考えている割合は、26学級以上で25%以上となっており、31学級では50%に達している。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ないほうが良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、14学級以上24学級以下が適正となる。

- 小学校の保護者にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学校の規模（学級数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、14学級以上24学級以下だと考えられる。

③ 教職員の印象

○ 学校行事・学年活動

- ・ 現在の学校規模（学級数や児童生徒数）に対する教職員の意識について、小学校では、児童が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多いほうが良い」と考えている割合は、11学級以下で20%以上となっており、17学級以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ないほうが良い」と考える割合は、21学級以上で60%以上、27学級以上校で80%以上となっており、11学級以下では15%以下となっている。「今よりも多いほうが良い」または「今よりも少ないほうが良い」が多く、一方に偏っていると見られる規模を、課題のある学校規模とした場合、11学級以下及び21学級以上が課題のある学校規模となる。

- 小学校の教職員にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学校の規模（学級数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、12学級以上20学級以下だと考えられる。

(2) 中学校の学級数

① 「児童生徒の印象」は特になし

② 保護者の印象（学校行事・学年活動）

- ・ 現在の学校規模（学級数や児童生徒数）に対する保護者の意識について、中学校では、生徒が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多い方が良いと考えている」割合は、9学級で45%以上、5学級で85%以上となっており、14学級以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ない方が良い」と考えている割合は、20学級以上で20%以上となっており、27学級で50%以上となっている。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ない方が良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、12学級以上19学級以下が適正となる。

- 中学校の保護者にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学校の規模（学級数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、12学級以上19学級以下だと考えられる。

③ 教職員の印象

○ 学校行事・学年活動

- ・ 現在の学校規模（学級数や児童生徒数）に対する教職員の意識について、中学校では、生徒が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多い方が良い」と考えている割合は、9学級以下で40%以上となっており、14学級以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ないほうが良い」と考える割合は、19学級以上で50%を超えており、21学級以上で70%以上となっている。12学級以下の学校では20%未満となっている。「今よりも多いほうが良い」または「今よりも少ない方が良い」が多く、一方に偏っていると見られる規模を、課題のある学校規模とした場合、12学級未満及び19学級以上が課題のある学校規模となる。

- 中学校の教職員にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学校の規模（学級数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、12学級以上18学級以下だと考えられる。

2 学級規模

(1) 小学校の1学級の人数

① 児童生徒の印象

- ・ 現在の学級規模に対する児童生徒の意識について、小学校では、授業や休み時間など、学校生活を過ごす上で、「今より少ない方が良い」と考える割合が、人数が多くなるに従って増えていく。中学校では明確な差は見られない。

- 小学校の児童にとって、授業や休み時間など学校生活を過ごす上で、適正と感じる1学級の人数(学級規模)があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、人数があまり多くない学級だと考えられる。

② 保護者の印象(学校行事・学年活動)

- ・ 現在の学級規模(児童生徒数)に対する保護者の意識について、小学校では、児童が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多いほうが良い」と考えている割合が、20人以下で60%以上となっており、29人以上で20%未満となっている。一方、「今よりも少ない方が良い」と考えている割合は、36人以上で20%以上となっている。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ない方が良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、29人以上35人以下が適正となる。

- 小学校の保護者にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学級の規模(1学級の人数)があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、1学級 29人以上35人以下だと考えられる。

② 保護者の印象(学習・学級活動)

- ・ 現在の学級規模(児童生徒数)に対する保護者の意識について、小学校では、児童が学習や学級活動をする上で、「今よりも多い方が良い」と考える割合は、26人以下で20%以上となっており、29人以上で10%以下となっている。一方、「今よりも少ない方が良い」と考える割合は、29人以上の学級から多くなり、32人以上で20%以上、36人以上で40%となっている。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ない方が良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、26人以上35人以下が適正となる。

- 小学校の保護者にとって、子どもが学習や学級活動を行う上で、適正と感じる学級の規模(1学級の人数)があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、1学級 26人以上35人以下だと考えられる。

③ 教職員の印象(学習・学級活動)

- ・ 現在の学級規模(児童生徒数)に対する教職員の意識について、小学校では、学習指導や学級活動を行う上での適正人数について、21人～25人と26～30人が同程度で一番多くなっている。全体の割合が多い人数を、教職員の印象としての適正と見た場合、21人以上30人以下が適正となる。

- 小学校の教職員にとって、子どもの学習指導や学級活動を行う上で、適正と感じている規模は、1学級 21人以上30人以下である。

(2) 中学校の1学級の人数

① 「児童生徒の印象」は特になし

② 保護者の印象（学校行事・学年活動）

- ・ 現在の学級規模（児童生徒数）に対する保護者の意識について、中学校では、生徒が学校行事や学年活動を行う上で、「今よりも多いほうが良い」と考えている割合が、28人以下で45%以上となっており、29人及び30人以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ないほうが良い」と考えている割合は、34人以上で20%以上となっている。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ないほうが良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、29人以上35人以下が適正となる。

- 中学校の保護者にとって、子どもが学校行事や学年活動を行う上で、適正と感じる学級の規模（1学級の人数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、1学級 29人以上35人以下だと考えられる。

② 保護者の印象（学習・学級活動）

- ・ 現在の学級規模（児童生徒数）に対する保護者の意識について、中学校では、生徒が学習や学級活動をする上で、「今よりも多いほうが良い」と考える割合が、28人で40%、27人で約20%となっており、31人以上で10%未満となっている。一方、「今よりも少ないほうが良い」と考える割合は、33人以上で20%以上となっており、36人で40%以上となっている。「今よりも多いほうが良い」「今よりも少ないほうが良い」が共に少なく、「ちょうど良い」と考える割合が概ね70%、またはそれ以上を、保護者の印象としての適正と見た場合、29人以上35人以下が適正となる。

- 中学校の保護者にとって、子どもが学習や学級活動を行う上で、適正と感じる学級の規模（1学級の人数）があると考えられる。
- 適正と感じている規模は、1学級 29人以上35人以下だと考えられる。

③ 教職員の印象（学習・学級活動）

- ・ 現在の学級規模（児童生徒数）に対する教職員の意識について、中学校では、学習指導や学級活動を行う上での適正人数について、26～30人が一番多くなっている。全体の割合が多い人数を、教職員の印象としての適正と見た場合、26人以上30人以下が適正となる。

- 中学校の教職員にとって、子どもの学習指導や学級活動を行う上で、適正と感じている規模は、1学級 26人以上30人以下である。

資料4 小規模校のメリット(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより)

1 少人数を生かした指導の充実

- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

2 小規模校のメリットを最大限に生かした取組

- ICT(例:電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等)を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する
- 個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する
- 少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動(例:外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導)において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する
- 技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する
- 総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる
- 少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる
- 児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる
- 隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を年間を通じて計画的に実施する
- 教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる

1 2030年の社会と子供たちの未来

- グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつある。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、教育の在り方も新たな事態に直面していることは明らかである。

（1）新しい時代と社会に開かれた教育課程

- 予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要である。そのためには、教育を通じて、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分である。これからの子供たちには、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志と意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。学校の場合においては、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことや、そのために求められる学校の在り方を不断に探究する文化を形成していくことが、より一層重要になる。
- 学校とは、社会への準備段階であると同時に、学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々などから構成される一つの社会でもある。子供たちは、学校も含めた社会の中で、生まれ育った環境に関わらず、また、障害の有無に関わらず、様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感を持つことができる。そうした実感は、子供たちにとって、人間一人一人の活動が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながり、これを積み重ねることにより、地球規模の問題にも関わり、持続可能な社会づくりを担っていかうとする意欲を持つようになることが期待できる。学校はこのようにして、社会的意識や積極性を持った子供たちを育成する場なのである。
- このように考えると、子供たちに、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である。こうした社会とのつながりの中で学校教育を展開していくことは、我が国が社会的な課題を乗り越え、未来を切り拓いていくための大きな原動力ともなる。未曾有の大災害となった東日本大震災における困難を克服する中でも、子供たちが現実の課題と向き合いながら学び、国内外の多様な人々と協力し、被災地や日本の未来を考えていく姿が、復興に向けての大きな希望となった。人口減少下での様々な地域課題の解決に向けても、社会に開かれた学校での学びが、子供たち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域が総がかりで子供の成長を応援し、そこで生まれる絆を地域活性化の基盤としていくという好循環をもたらすことになる。ユネスコが提唱する持続可能な開発のための教育（ESD）も、身近な課題について自分ができることを考え行動していくという学びが、地球規模の課題の解決の手掛かりとなるという理念に基づくものである。
- このように、学校は、今を生きる子供たちにとって、現実の社会との関わりの中で、毎日の生

活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場でもある。日々の豊かな生活を通して、未来の創造を目指す。そのための学校の在り方を探究し、新しい学校生活の姿と、求められる教育や授業の姿を描き、教科等の在り方を探究していく。この俯瞰的かつ総合的な視点を大切にしたいと考えている。

(社会に開かれた教育課程)

- そのためには、子供たちの学校生活の核となる教育課程について、その役割を捉え直していくことが必要である。学校が社会や地域とのつながりを意識する中で、社会の中の学校であるためには、教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。学校がその教育基盤を整えるにあたり、教育課程を介して社会や世界との接点を持つことが、これからの時代においてより一層重要となる。
- これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。このような「社会に開かれた教育課程」としては、次の点が重要になる。
 - ・ 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
 - ・ これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
 - ・ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(2) 学習指導要領の前回改訂の成果と次期改訂に向けた課題

- 前回改訂において重視された学力の三要素のバランスのとれた育成や、各教科等を貫く改善の視点であった言語活動や体験活動の重視等については、その成果を受け継ぎ、引き続き充実を図ることが重要であると考えられる。

(次期改訂に向けての課題)

- 我が国の子供たちについては、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘されることや、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が国際的に見て相対的に低いことなど、子供が自らの力を育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動するまでには必ずしも十分に達しているとは言えない状況にある。

2 新しい学習指導要領等を目指す姿

(1) 新しい学習指導要領等の在り方について

- 学びを通じた子供たちの真の理解、深い理解を促すためには、主題に対する興味を喚起して学習への動機付けを行い、目の前の問題に対しては、これまでに獲得した知識や技能だけでは必ずしも十分ではないという問題意識を生じさせ、必要となる知識や技能を獲得し、さらに試行錯誤しながら問題の解決に向けた学習活動を行い、その上で自らの学習活動を振り返って次の学びにつなげるという、深い学習のプロセスが重要である。また、その過程で、対話を通じて

他者の考え方を吟味し取り込み、自分の考え方の適用範囲を広げることを通じて、人間性を豊かなものへと育むことが極めて重要である。

- 個々の事実に関する知識を習得することだけが学習の最終的な目的ではなく、新たに獲得した知識が既存の知識と関連付けられたり組み合わせられたりしていく過程で、様々な場面で活用される基本的な概念等として体系化されながら身に付いていくということが重要である。技能についても同様に、獲得した個別の技能が関連付けられ、様々な場面で活用される複雑な方法として身に付き熟達していくということが重要であり、こうした視点に立てば、長期的な視野で学習を組み立てていくことが極めて重要となる。
- こうした「学び」や「知識」等に関する知見は、芸術やスポーツ等の分野における学びについても当てはまるものであり、これらの分野における学習のプロセスやそれを通じて身に付く力の在り方も含めて、教育課程全体の中で構造化していくことが必要である。
- 子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

(2) 育成すべき資質・能力について

① 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方

(資質・能力の要素)

- 学習する子供の視点に立ち、育成すべき資質・能力を以下のような三つの柱で整理することが考えられる。
 - i 「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」
 - ・ 各教科等に関する個別の知識や技能などであり、身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。基礎的・基本的な知識・技能を着実に獲得しながら、既存の知識・技能と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、知識・技能の定着を図るとともに、社会の様々な場面で活用できる知識・技能として体系化しながら身に付けていくことが重要である。
 - ii 「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」
 - ・ 問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていくこと（問題発見・解決）や、情報を他者と共有しながら、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していくこと（協働的問題解決）のために必要な思考力・判断力・表現力等である。
 - iii 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」
 - ・ i 及び ii の資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、以下のような情意や態度等に関わるものが含まれる。
 - ・ 主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。

- ・ 多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性等に関するもの。

② 特にこれからの時代に求められる資質・能力

(変化の中に生きる社会的存在として)

- 複雑で変化の激しい社会の中では、固有の組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が必要となる。
- こうした観点から、平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育んでいくことや、急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、物事を多角的・多面的に吟味し見定めていく力(いわゆる「クリティカル・シンキング」)、統計的な分析に基づき判断する力、思考するために必要な知識やスキルなどを、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。あわせて、職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度の獲得も求められており、社会的要請を踏まえた職業教育の充実も重要である。
- 子供たちが、卓越した研究や技術革新、技術経営などを担うキャリアに関心を持つことができるよう、理数科目等に関する学習への関心を高め、裾野を広げていくことも重要である。また、ICTの急速な進展などにより、高度な技術がますます身近となる社会の中で、そうした技術を理解し使いこなす科学的素養を全ての子供たちに育んでいくことも重要となる。
- さらに、一人一人が幸福な人生を自ら創り出していくためには、情意面や態度面について、自己の感情や行動を統制する能力や、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育むことが重要である。こうした力は、将来の社会不適応を予防し保護要因を高め、社会を生き抜く力につながる。

(グローバル化する社会の中で)

- グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、日本人としての美德やよさを備えつつグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められる。言語や文化に対する理解を深め、国語で理解したり表現したりすることや、さらには外国語を使って理解したり表現したりできるようにすることが必要である。また、日本のこととグローバルなことの双方を相互的に捉えながら、社会の中で自ら問題を発見し解決していくことができるよう、自国と世界の歴史の展開を広い視野から考える力や、思想や思考の多様性の理解、地球規模の諸課題や地域課題を解決し持続可能な社会づくりにつながる地理的な素養についても身に付けていく必要がある。

③ 発達の段階や成長過程のつながり

- 「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点や、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、幼児教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育それぞれの在り方を考えていく必要がある。同時に、子供たち一人一人の個々の発達課題や教育的ニーズを踏まえた対応も重要である。

(3) 育成すべき資質・能力と、学習指導要領の構造化の方向性について

① 学習指導要領の構造化の在り方

(教育課程の総体的構造の可視化)

- 教科等間の横のつながりとともに、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしながら、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していくことも重要である。つまり、各教科等で学校や学年段階に応じて学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえつつ、各学校・学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、学習指導要領の全体像を構築していくことが必要である。

② 学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意義等

- 次期改訂の視点は、子供たちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるものの全てを、いかに総合的に育んでいくかということである。

(「アクティブ・ラーニング」の意義)

- 思考力・判断力・表現力等は、学習の中で、思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し、既存の知識や技能と関連付けられ体系化されながら身に付いていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される。
- また、こうした学びを推進するエンジンとなるのは、子供の学びに向かう力であり、これを引き出すためには、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起する必要がある。
- このように、次期改訂が目指す育成すべき資質・能力を育むためには、学びの量とともに、質や深まりが重要であり、子供たちが「どのように学ぶか」についても光を当てる必要があるとの認識のもと、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）」について、これまでの議論等も踏まえつつ検討を重ねてきた。
- 育成すべき資質・能力を総合的に育むという意義を踏まえた積極的な取組の重要性が指摘される一方で、指導法を一定の型にはめ、教育の質の改善のための取組が、狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始するのではないかとといった懸念などがある。我が国の教育界は極めて真摯に教育技術の改善を模索する教員の意欲や姿勢に支えられていることは確かであるものの、これらの工夫や改善が、ともすると本来の目的を見失い、特定の学習や指導の「型」に拘泥する事態を招きかねないのではないかと指摘を踏まえての危惧と考えられる。

(指導方法の不断の見直し)

- 変化を見通せないこれからの時代において、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、教員自身が習得・活用・探究といった学習過程全体を見渡し、個々の内容事項を指導することによって育まれる思考力、判断力、表現力等を自覚的

に認識しながら、子供たちの変化等を踏まえつつ自ら指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められる。

- このような中で次期改訂が学習・指導方法について目指すのは、特定の型を普及させることではなく、下記のような視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することにより、子供たちがこうした学びを経験しながら、自信を育み必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにすることである。そうした具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものであり、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。
 - i 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
 - ・ 新しい知識や技能を習得したり、それを実際に活用して、問題解決に向けた探究活動を行ったりする中で、資質・能力の三つの柱に示す力が総合的に活用・発揮される場面が設定されることが重要である。教員はこのプロセスの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。
 - ii 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
 - ・ 身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教師と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。こうした観点から、前回改訂における各教科等を貫く改善の視点である言語活動の充実も、引き続き重要である。
 - iii 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。
 - ・ 子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。子供の学びに向かう力を刺激するためには、実社会や実生活に関わる主題に関する学習を積極的に取り入れていくことや、前回改訂で重視された体験活動の充実を図り、その成果を振り返って次の学びにつなげていくことなども引き続き重要である。
- こうした質の高い深い学びを目指す中で、教員には、指導方法を工夫して必要な知識・技能を教授しながら、それに加えて、子供たちの思考を深め発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが求められる。そうした中で、着実な習得の学習が展開されてこそ、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると思われる。

3 学習評価の在り方について

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価するものである。「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるように

するためには、この学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められる。

- 子供たちの学習状況を評価するために、教員は、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけでなく、子供たち一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉えていくことが必要である。
- また、学習評価については、子供の学びの評価に留まらず、「カリキュラム・マネジメント」の中で、学習・指導方法や教育課程の評価と結び付け、子供たちの学びに関わる学習評価の改善を、教育課程や学習・指導方法の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

(評価の三つの観点)

- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくためには、学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に沿った整理を検討していく必要があると考える。その中で、観点別学習状況の評価と、それらを総括した評定との関係についても、改めて整理していくことが求められる。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

(評価に当たっての留意点等)

- 「主体的に学習に取り組む態度」については、表面的な形式を評価するのではなく、「主体的な学び」の意義も踏まえつつ、子供たちが学びの見通しを持って、粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげるといふ、主体的な学びの過程の実現に向かっているかどうかという観点から、学習内容に対する子供たちの関心・意欲・態度等を見取り、評価していくことが必要である。こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要があり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。
- また、三要素のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価を取り入れ、ペーパーテストの結果に留まらない、多面的な評価を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、子供たちの資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、子供たち自身が把握できるようにしていくことも考えられる。
- こうした評価を行う中で、教員には、子供たちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子供自身にもその意味に気付かせていくことが求められる。教員一人一人が、子供たちの学習の質を捉えることのできる目を培っていくことができるよう、研修の充実等を行っていく必要がある。

4 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策

(1)「カリキュラム・マネジメント」の重要性

- 教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。
- 特に、今回の改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのが重要な鍵となる。

(三つの側面)

- 「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからの「カリキュラム・マネジメント」については、以下の三つの側面から捉えられる。
 - ・ 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ・ 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ・ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(教育課程全体を通じた取組)

- これからの時代に求められる資質・能力を育むためには、各教科等の学習とともに、教科横断的な視点で学習を成り立たせていくことが課題となる。そのため、各教科等における学習の充実はもとより、教科等間のつながりを捉えた学習を進める観点から、教科等間の内容事項について、相互の関連付けや横断を図る手立てや体制を整える必要がある。
- 個々の教育活動を教育課程に位置付け、教育活動相互の関係を捉え、教育課程全体と各教科等の内容を往還させる営みが、「カリキュラム・マネジメント」を支えることになる。

(学校全体としての取組)

- 「カリキュラム・マネジメント」については、校長又は園長を中心としつつ、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織及び運営についても見直しを図る必要がある。そのためには、管理職のみならず全ての教職員がその必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等を豊かに読み取りながら、各学校の子供たちの姿や地域の実情等と指導内容を照らし合わせ、効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも考えられる。

- こうした「カリキュラム・マネジメント」については、管理職のみならず、全ての教職員が責任を持ち、そのために必要な力を、支援方策等を通じて、教員一人一人が身に付けられるようにしていくことが必要である。また、「社会に開かれた教育課程」の観点からは、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことも重要である。

（「アクティブ・ラーニング」の視点と連動させた学校経営の展開）

- 「アクティブ・ラーニング」は、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちの質の高い深い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。また、「カリキュラム・マネジメント」は、学校の組織力を高める観点から、学校の組織及び運営について見直しを迫るものである。
- その意味において、次期改訂に向けて提起された「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」は、授業改善や組織運営の改善など、学校の全体的な改善を行うための鍵となる二つの重要な概念として位置付けられるものであり、相互の連動を図り、機能させることが大切である。教育課程を核に、授業改善及び組織運営の改善に一体的・全体的に迫ることのできる組織文化の形成を図り、「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」を連動させた学校経営の展開が、それぞれの学校や地域の実態を基に展開されることが求められる。

（２）学習指導要領等の理念の実現に向けて必要な支援方策等

- これからの教員には、学級経営や幼児・児童・生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」のために必要な力や、「アクティブ・ラーニング」の視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力等が求められる。教員一人一人が社会の変化を見据えながら、これからの時代に必要な資質・能力を子供たちに育むことができるよう、教員の養成・採用・研修を通じて改善を図っていくことが必要である。

（環境の整備）

- こうした取組を通じて、教員一人一人が校内研修、校外研修などの様々な研修の機会を活用したり、自主的な学習を積み重ねたりしながらその力量を向上させていくとともに、教員一人一人の力量が発揮されるよう、必要な環境を整備していくことも必要である。
- 上述のような教員の研修機会を確保するとともに、次期学習指導要領等を踏まえた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った学びを推進するための少人数によるきめ細かな指導の充実など、新たな学習・指導方法等に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ることが求められる。ICTも含めた必要なインフラ環境の整備を図ることも重要である。
- また、学校を取り巻く新たな課題に対応していくためには、初等中等教育分科会に置かれた「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中間まとめ）」が示すように、事務体制の強化を図るとともに、教員以外の専門スタッフも参画した「チームとしての学校」の実現を通じて、複雑化・多様化した課題を解決に導いたり、教員が子供と向き合う時間的・精神的な余裕を確保したりしていくことが重要である。加えて、校長又は園長のリーダーシップのもと、「カリキュ

ラム・マネジメント」を核に学校の組織運営を改善・強化していくことや、教育課程の実施をはじめとした学校運営を、「コミュニティ・スクール」や様々な地域人材との連携等を通じて地域で支えていくことなどについても、積極的に進めていくことが重要である。

(新しい教育課程が目指す理念の共有)

- 地域社会と教育の理念を共有していくことは、様々な教育課題に対して、学校教育だけではなく社会教育と連携・分担しながら地域ぐるみで対応していくことにつながる。また、保護者の理解と協力を得ることは、学校教育の質の向上のみならず、家庭教育を充実させていくためにも大きな効果があると考えられる。国には、本「論点整理」を広く広報し、その成果を今後の審議まとめ等に生かしていくことが求められる。

資料6 市川市教育振興基本計画

1 基本理念 人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

人は、多くの人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。

このようなさまざまな関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

その中で教育は、人と自然、人と社会との成り立ちを教え、自らの生き方について考え、実践する力を養う重要な役割を担っています。

そして、未来の可能性を信じ、今の努力を大切にして、夢の実現につなげる先見的な教育と、生涯を通して学び続けることのできる環境の実現は、人間形成において普遍的なものです。

これらのことから市川市では、人をつなぐ教育、未来へつなぐ教育を基本理念とするとともに、市川市の基本構想である「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」の具現化を教育からも推し進め、教育の振興を図ります。

2 基本的な4つの考え方

(1) 人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます

人は多くの人と出会う中で、相手の意見を聞き、自らの考えを深めるとともに、他人を思いやり敬う気持ちを培います。

また、時には競うことによって自らの力を高め、その一方で他を認めることを学びます。

このように人は、質の高い関わりをもつ中で自立を図り、社会を支える一員へと成長します。そして健全な社会は、一人一人がたがいに認め合い、尊重し合う中で構築されます。

このことから教育においては、人との関わりを基本とし、自らの責任と役割についての自覚を促すとともに、規範意識を養い、ともに行動し協力する姿勢を育むことに重点をおきます。

これまでも市川市では、読書などを通して豊かな人間性を育む取り組みを行ってきました。さらに、家庭・学校・地域の中でのさまざまな関わりを大切にした施策を進め、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます。

(2) 体験を重視し、創造力と実践力を育む教育を進めます

人の成長は、学んだことを自分の考えや行動に生かすことにより遂げられるものであり、ここに学びの重要性があります。また、確かな知識や技能を習得し、自ら考え自ら行動する積極的な学びの態度を身に付けることは、斬新な発想や知恵の創造の基となるものであり、このことが社会を豊かにしてきているともいえます。

本来、学びの成果は地道な努力の積み重ねにより得られるものであります。すなわち、多くの体験や経験を通して物事の本質をとらえるとともに、自ら検証を繰り返すことで、はじめて学んだことが生きてくるといえます。

このことから教育においては、実際に見て知り、手にとって感じ、動いて実感するなどといった直

接体験を通して論理を確かめ、自らの考えや行動を一層確かなものとすることに重点をおきます。

これまでも市川市では、学校や図書館、博物館などで豊かな体験ができるように取り組んできました。これからも、発達段階や個々の実態に応じたさまざまな体験を重視した施策を進め、創造力と実践力を育む教育を進めます。

(3) 学びや育ちの連続性を社会との連携により強化し、個々の成長を地域で支える教育を進めます

生涯学習社会の到来は、平均寿命の延びと相まって、個人の自己実現への意欲が高まってきていることが背景にあります。

このことから、学校教育を終えた後まで、自らの必要に応じてさまざまな形で学習活動が続ける人が多くなってきており、人は一生を通して学び続け、成長するといっても過言ではありません。

このような時代にあって、個人のもつ能力を伸ばすためには、学習の基礎の力を身に付けるとき、応用力を培うとき、さらには学習の成果を社会に生かすときなど、その人のライフステージに応じた教育を展開することが望まれます。

また、一人一人の成長を確かなものにするためには、実践的な教育を進めることが大切ですが、多くの人がともに手を携え、多くの手で支え合うことによって、その効果は一層高まります。

このため教育においては、それぞれのライフステージにおける学びの成果が、次のステップに生きる実践的な教育を、家庭・学校・地域が自分の役割と責任を担いながら一体となって進めることに重点をおきます。

これまでも市川市では、家庭・学校・地域が一体となって子どもの健全な育成について話し合う場をもつなど、地域全体で教育に関わる取り組みを行ってきました。さらに、一層の連携の強化を図り、個々の成長を地域全体で支える教育を進めます。

(4) 情報の公開を適切に行い、教育に関わる評価を推進して、自律した教育を進めます

国際化や高度情報化の進展などにより、人々の価値観が多様化しており、この価値観の多様化に対応することが今日的な課題ともなっています。

教育の分野においても、公正性・透明性を確保する上で、情報公開や説明責任を果たすことが求められており、教育基本法をはじめとする教育関係法令の改正において、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、さらには教育の点検・評価などが新たに規定されました。

もとより教育には変えてはならないものと、変えていかなければならないものがあります。このため、法改正の趣旨をふまえつつ、「不易」と「流行」を見誤らず、教育に関わる取り組みが時代や地域の要請に適合しているのかどうかを常に見極め、主体的に取り組みの改善と充実を図ることが大切です。

これらのことから教育においては、目標を明確にし、自己点検及び評価を通してその成果を検証するとともに、その結果を取り組みの改善と充実に反映させることに重点をおきます。また、情報の公開を適切に行い、学校や行政が市民への説明責任を果たすとともに、家庭・学校・地域で情報の共有化を図り、教育への信頼を高めることに努めます。

これまでも市川市では、学校評価の取り組みをはじめとして、教育委員会が進める事業の評価を年度ごとに行い、教育施策の改善と充実に努めてきました。さらに、教育に関わる評価の推進に努めるとともに、多くの人の教育への参加を求め、自律した教育を進めます。

3 基本的方向1 子どもの姿

「自分や他人を大切にし、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる」

未来へ向かって成長し、未来を担う子どもに、これからの社会をよりよく生きていく力を育むことは、とても重要なことです。

将来の予測が明確にならない現在の社会にあっては、自らの生涯を切り拓く力強さと、他人と協働してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、強い意志をもって主体的に考え行動する力と、他と協調しつつともに社会を支える力を育み、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

資料7 教職員の配置

1 小中学校の教職員定数の配置

小学校

学級数	職員数	増置
1	2	1
2	3	1
3	4	1
4	5	1
5	6	1
6	7	1
7	8	1
8	9	1
9	10	1
10	11	1
11	12	1
12	13	1
13	15	2
14	16	2
15	17	2
16	18	2
17	19	2
18	20	2
19	21	2
20	22	2
21	23	2
22	24	2
23	25	2
24	27	3
25	28	3
26	29	3
27	30	3
28	31	3
29	32	3
30	33	3
31	34	3

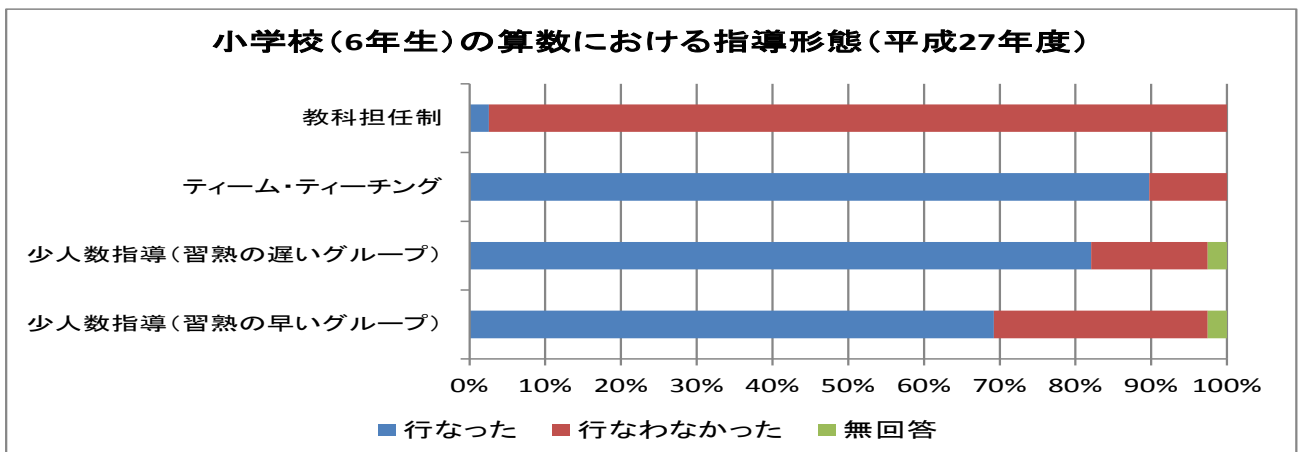
中学校

学級数	職員数	増置
3	7	4
4	8	4
5	10	5
6	11	5
7	12	5
8	13	5
9	15	6
10	17	7
11	18	7
12	19	7
13	20	7
14	21	7
15	22	7
16	24	8
17	25	8
18	27	9
19	29	10
20	30	10
21	31	10
22	33	11
23	34	11
24	36	12
25	37	12
26	38	12
27	39	12
28	41	13
29	43	14
30	45	15
31	46	15

2 小学校の専任教員配置の例

学級数	6学級	9学級	13学級	18学級	24学級
専任教務主任数	0	0	1	1	1
専科教員数	1	1	1	1	1
少人数指導担当数	0	0	0	0	1

3 小学校（6年生）の算数における指導形態（平成27年度）



4 中学校の授業時数

区分	年間授業時数				全学級を担当した場合の1週間あたりの授業時数										
					3学級	6学級	9学級	12学級	15学級	18学級	21学級	24学級	27学級	30学級	
	1学年	2学年	3学年	1~3学年	学年1学級	学年2学級	学年3学級	学年4学級	学年5学級	学年6学級	学年7学級	学年8学級	学年9学級	学年10学級	
各教科	国語	140	140	105	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	社会	105	105	140	350	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0
	数学	140	105	140	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	理科	105	140	140	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	音楽	45	35	35	115	3.3	6.6	9.9	13.1	16.4	19.7	23.0	26.3	29.6	32.9
	美術	45	35	35	115	3.3	6.6	9.9	13.1	16.4	19.7	23.0	26.3	29.6	32.9
	保健体育	105	105	105	315	9.0	18.0	27.0	36.0	45.0	54.0	63.0	72.0	81.0	90.0
	技術家庭	70	70	35	175	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0
	外国語	140	140	140	420	12.0	24.0	36.0	48.0	60.0	72.0	84.0	96.0	108.0	120.0
道徳	35	35	35	105	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	
総合的な学習	50	70	70	190	5.4	10.9	16.3	21.7	27.1	32.6	38.0	43.4	48.9	54.3	
特別活動	35	35	35	105	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	

5 中学校の教員1人あたりの担当学年及び担当時間の例

区分	3学級			6学級			9学級			
	職員7人			職員11人			職員15人			
	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	
各教科	国語	1	3	11.0	1	3	22.0	2	1.5	16.5
	社会	1	3	10.0	1	3	20.0	2	1.5	15.0
	数学	1	3	11.0	2	1.5	11.0	2	1.5	16.5
	理科	1	3	11.0	1	3	22.0	2	1.5	16.5
	音楽	1	3	3.3	1	3	6.6	1	3	9.9
	美術	0	免許外指導の可能性		1	3	6.6	1	3	9.9
	保健体育	1	3	9.0	1	3	18.0	2	1.5	13.5
	技術家庭	0	免許外指導の可能性		1	3	10.0	1	3	15.0
	外国語	1	3	12.0	2	1.5	12.0	2	1.5	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			

区分	12学級			15学級			18学級			
	職員19人			職員22人			職員27人			
	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	
各教科	国語	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	社会	2	1.5	20.0	3	1	16.7	4	0.75	15.0
	数学	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	理科	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	音楽	1	3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
	美術	1	3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
	保健体育	2	1.5	18.0	3	1	15.0	3	1	18.0
	技術家庭	1	3	20.0	2	1.5	12.5	2	1.5	15.0
	外国語	3	1	16.0	3	1	20.0	4	0.75	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			